# 道宣の前半生と『続高僧伝』初稿本の成立

池

麗

梅

# 道宣の前半生と『続高僧伝』初稿本の成立

めに

観十九年以後の記事も存在し、あまつさえ道宣死後の出来事にまで言及されてある『続高僧伝』が有する重要性については今さら強調するまでもないである『続高僧伝』が有する重要性については今さら強調するまでもないである『続高僧伝』が有する重要性については今さら強調するまでもないである『続高僧伝』が有する重要性については今さら強調するまでもないである『続高僧伝』が収録する伝記の実数は、道宣本人が序文で告知に以来、五一九年までの高僧の伝記)を継ぎ、梁天監元年(五〇二)から唐貞観十九年(六四五)までの百四十四年間に活躍した高僧について、その正伝だけでも三百四十人分を収録しているという。しかし、現行の諸刊本大蔵経本を見る限り、『続高僧伝』が収録する伝記の実数は、道宣本人が序文で告知した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもかなり増えており、また、著作の収録年代の下限とされる貞した総数よりもいるという。しかし、現行の諸刊本大蔵経本けでも三百四十人分を収録する伝記の実践は、道宣本人が序文で告知した総数よりを表記しているという。

の存在であった。 で集めたのが、興聖寺一切経をはじめとする日本古写一切経本『続高僧伝』 刊本大蔵経テキストよりも古い成立段階に起源を有するテキストとして注目 刊本大蔵経テキストよりも古い成立段階に起源を有するテキストとして注目 で集めたのである。こうした種々の齟齬の存在から、先学は『続高僧伝』が現

池

麗

梅

剛寺本『続高僧伝』の考察―巻四玄奘伝を中心に―」は、興聖寺本「玄奘伝」を刊本大蔵経本と校まず、藤善真澄 [二〇〇二] は、興聖寺本「玄奘伝」の祖本は貞観二十二年(六四八)十月頃に保述されたと論証している。更に、同氏は、『続高僧伝』の全体は貞観十九年に初稿がいったん完成し、貞観二十三年(六四九)には補訂されて興聖寺本の祖本が成立したが、それに後の加筆が行われた結果、興聖寺本『続高僧伝』の現状になったと考えている。また、興聖寺本の中に「大唐西明寺沙門伝」の現状になったと考えている。また、興聖寺本の中に「大唐西明寺沙門伝」の現状になったと考えている。また、興聖寺本の中に「大唐西明寺沙門大頭慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した顕慶三年(六五八)以後に書写されたものと考えている。一方、伊吹敦した明聖寺本「玄奘伝」を刊本が成立といる。

の成立は貞観二十二年(六四八)以後と考えている。

づけている。 <sup>[3]</sup> 本が 刊本系統本のみならず、 増補されたのが興聖寺本であり、興聖寺本に更に増補を加えて形成したのが 祖本は貞観二十年から二十二年(六四六~六四八)の その祖本の内容の大部分は貞観十九年の初稿を受け継ぎ、永徽年間 高麗再雕本等のテキストであったと推測している。更に同氏は、金剛寺本は 十五)・「僧崖伝」 次いで少なく、 下、「七寺本」と略称する)をも併せ用いて考察を展開した斉藤達也[二〇一 (六五六~六六一年)の初めまで下ると推定し、更に、 に見られる内容上の相違に着目し、伝記収録者数は、興聖寺本は金剛寺本に 法泰伝」 切経本(以下、「金剛寺本」と略称する)及び七寺一切経本『続高僧伝』(以 六五六年) 藤善氏と伊吹氏の諸論著が刊行された当時は、興聖寺本以外の『続高僧 は、 古写本の存在や内容はあまり広く知られていなかったが、 『続高僧伝』の最も古い形態を反映するテキストであり、これをもとに 金剛寺本・興聖寺本などと高麗再雕蔵本等の諸刊本大蔵経本との間 (巻一)・「慧遠伝」 の初め頃までに編集されたが、 再雕本が最も多いことを指摘し、更には、 (巻二十七) の内容の相違についても分析した上で、金剛寺 興聖寺本よりも古い形態を留めている可能性が高く、 (巻八)・「道仙伝」 編集時期の最下限は顕慶年間 (巻二十五)・「道英伝」(巻二 間に編集されたと結論 金剛寺本「玄奘伝」の 上記諸本所収の 近年、 金剛寺 (六五〇

層の編集年代まで突き止められたことは重要な進展と言えよう。ところが、説が立証されただけではなく、古写本の祖本が属する『続高僧伝』の古い階て、同書は数段階の増補・編纂を経て刊本大蔵経本の現状に至ったという仮このように、現存最古の形態を留めた『続高僧伝』の古写本の出現によっ

のであり、 されてこなかったのである。本論文はこの問題の考察を主たる対象とするも 収録でいったん完結させようとしたのか、については、これまで一度も検討 近急速な発展を遂げた同書のテキスト研究で得られた新知見を道宣伝の研究 身の度重なる編集によって複雑化したのであれば、なおさら道宣の行跡、 の成立過程が、一部に見られる後世の加筆や再編成などを除いては、 がら新たな進展は皆無と言わざるを得ないのである。そもそも『続高僧伝』 伝』初稿の収録時期の下限とされる「貞観十九年」が道宣自身にとって有す 更にいわゆる て、 てくるであろう。これまで、『続高僧伝』の改編の時期に関する考察が様々 に応用する一方で、 藤善真澄氏によってすでに基礎が築かれた道宣伝の研究に関しては、残念な 特に近年、『続高僧伝』 る意味とその背景を明らかにしてみたい に行われてきたものの、同書の成立と道宣伝の両方に関わる根本的な問題の に道宣の編纂意図の変化に着目する必要が生じてくるのである。 つ、そもそも、 終南山における「巌隠」十二年の実態をめぐる理解を根本的に見直し、 道宣の中高年期までの生涯と行跡をいま一度精査することによっ 「蜀地行脚」の時期に関する従来の説を再検討して、『続高僧 なぜ、 道宣の行跡と突き合わせながら再度検証する必要も生じ のテキスト研究が目覚ましい発展を遂げる一方で、 道宣は、 当初、 同書を貞観十九年 (六四五) 更には、 までの 道宣自 最

一 入道・勉学 ―隋大業六年(六一○)から唐武徳九年(六二六)にかけて⑷

「明律篇第四之一」所収の「唐京兆西明寺道宣伝」、『釈門正統』(南宋嘉道宣の事跡を全体的に伝える資料としては、『宋高僧伝』(九八八年)巻十

四

が撰した「道宣行状」(逸失)に基づいてまとめられたと考えられる。 年)巻二十九所収の道宣伝がある。これら宋代成立の各伝は、道宣の滅後七郎 熙年間(一二三七~一二四〇年)の初め頃)巻八、及び『仏祖統紀』(一二六九 せ用いることによって、道宣の行跡を辿っていくこととする。 で多く伝わっているのである。本稿では、 について書き記した記事が、実際に彼の著作に附された序文や後批などの形 生存期間中に成立した記述にも注目すべきであろうし、 十五年が経過した天宝元年(七四二)に霊昌太守・李邕(六七八~七四七年) 七世紀に生きた道宣の生涯と事跡をより精確に理解するためには、その 上掲の道宣自身の記述や彼と同時代に成立した種々の唐代史料等を併 宋代成立の道宣伝だけに頼ること 道宣が彼自身の事跡 しか

である。九歳になると幅広く書を読み、十二歳にして文章に長けた。十五歳 られている道宣の するように、宋・元照述 七~六三五年)のもとで具足戒を受けた、と伝えられる。この記述は、後述(8) じめ種々の経典を読誦し、 ぼ一致するため、 から長安日厳寺の慧頵(五六四~六三七年)に師事し、十六歳から法華経をは 『釈門正統』 は、 信憑性は高いと思われる 道宣 「後批」 (五九六~六六七年) は、俗姓銭氏、都長安の生まれ 『四分律含注戒本疏行宗記』 十七歳の時に剃度を得、二十歳で律師智首 (以下、「含注戒本疏批文」と略称する) の内容とほ · 四 卷20 の末尾に収め (五六

るまでの、およそ半世紀近くにわたる求道の遍歴を回顧している。この 注戒本疏』を完成させた直後、筆を擱く前に書き記した自叙伝ともいうべき 文である。その中で、 「含注戒本疏批文」 更に武徳・貞観年間を通じての律学研鑽・遊学を経て、永徽二年に至 は、 道宣は、 永徽 一年 (六五一) 仏道に憧れた幼少時代、 九月十九日、 そして入道、得度 道宣が 『四分律含 「含

> 考察もまた、主としてこの批文の内容分析と解釈を主軸として展開していく 料と認められ、これまでも研究者によって注目されてきているので、 注戒本疏批文」は道宣伝および彼の著作の成立年代を理解するための根本史 本稿の

ことになろう。

の西暦年代表記は筆者。以下、同じ)。 文」の冒頭には、 まず、道宣の幼少時代から青年時代までの事跡について、 以下のように記されている(引用文の分段、 句読点、 「含注戒本疏批 内

剃落。 律教、無処師尋、 志不自由 十有五 (六一〇年)、方得尋師。十六 (六一一年) 誦経、十七 (六一二年) 余以軽生、 大業余暦 (六一五年)、 簉筵正法。 但在守文、持犯不識。大唐御世、 昔在童稚、 蒙受具戒。 即有信心、 于時仏法梗塞、 無縁携接、 時遭倹約、乍欲投聴、 寺門常閑、 致及過学、 年

律筵、 依語謹誦、 於文句、 役務。」又往聴律十編、 戒浄定明、 武徳四年 依位伏業。時首律師親命覆読、自顧愚闇、文句欠然、至於義理 並不尋究。又欲坐禅、和尚又曰、「更聴十徧、可遂汝心。」又往 未是心証、 慧方有拠。 (六二一年)、 何容覆講、 心楽禅思、 始聴未閑、 方得預聴。 遂不敢受。 持犯焉識。 不忘昼夜、 纔得 徧 聴二十編、 聞持犯処、 汝且専聴、 便欲坐禅。 時経六載 吾自為汝知僧 多貫心懐、 和尚教

から信心はあったものの、仏門に受け入れてもらう機会に恵まれないま 私は優れた素質ではないのに、 学年 (十五歳)を迎えてしまった。[その年、 『卍続蔵』巻四〇、一七四頁・下段第一三~二四行 仏門に入り正法を学んでいる。 まさに〕十五歳で、 幼い頃

かなか叶えられなかったのである。 戒を守るとはどういうことであり、 ていた。特に律の教えに至っては、 得度した。隋大業年間の末頃に、ようやく具足戒を受ける機会に恵まれ の沙汰が行われた。ふと律を学ぼうという思いが生じても、その志はな か、わからないままであった。大唐の治世がはじまると、しばしば僧尼 た。その当時、 はじめて師 僧たちは、 (慧頵) 仏法は行き詰まっていて、寺院もまた常に静まりかえっ ただ律典を守り伝えているだけで、[実際のところ] を尋ね得て、 十六歳にして仏経を読誦し、十七歳で 師を尋ねることすらできない状態で また戒を破るとはどういうことなの

きなかった。講義に出席して戒律の持犯についての教示を聞けば、多く 私の心中は坐禅への思いでいっぱいで、 そこで、 はどういうことなのかが分かるだろうか。お前はしばらく聴講に専念し 状態であるのに、戒律を守るとはどういうことであり、また戒を破ると 清浄に持ち、 ところが、 たたび、坐禅をしたいと申し出たら、 めるようなことは一切しなかった。[十遍の講義を聴き終えたので、]ふ の場合は納得できたのではあるが、 なさい。僧坊の役務は、お前の代わりに私が務めてあげるから。」と。 て生まれてくるのである。聴講を始めたばかりで、まだ熟達していない くなってしまったのである。すると和上は私を諭して言った。「戒律を [唐初] 私はふたたび律筵に参じて講義を十遍まで聴くことになったが、 武徳四年に至って、やっと律学の聴講に預かることができた。 わずかに [四分律の講義を] 一遍聴いただけで、 禅定が明らかになって、はじめて智慧が確かな拠り所を得 具体的な文言となると、更に尋ね極 和尚がまた言うのには、 昼も夜も坐禅を忘れることはで 坐禅がした 「律講を

> ある時、 では、私に覆講が務まるはずもなく、 更にあと十遍聴講したら、 すでに六年の月日が経過していたのである。 味するところが分かっているとはとても言えなかった。このような状態 ただ師が教えた通りに自分も謹んで唱えただけであり、 具体的な文言は頭に入っておらず、更に文言の意味や内容に至っては、 った。しかし、 で、私はふたたび律筵に参じ、位によって学業に専念することにした。 ったのである。 智首律師が自ら、講義の覆講をするように、と私にお命じにな 私が自らを顧みれば、もとより性分が愚闇であるため、 そうこうするうちに、 お前の好きなようにするがよい。」と。そこ 結局、 私は二十遍の律筵を聴講したが、 引き受けることはできなか それらが真に意

たのが、 彼らが力を合せ、 倒する一方で、 った。そのような危機的な状況の中で、長安の僧衆の多くが教理や坐禅に傾 時の長安では律学の展開が一時的な停滞状態に陥っていたことが明らかにな 学の講義に列することができたという年代の「ずれ」に着目して、隋末唐初 として『四分律刪繁補闕行事鈔』の土台部分をまとめあげるまでの事跡を伝 の戦乱や政権交代、更には唐初の仏教政策といった政治的状況が原因で、当 のの、受戒後六年が経った唐代の武徳四年 えるものである。 て三十一歳になる武徳九年に、それまでの六年間にわたる四分律勉学の成果 これは、道宣が十五歳で仏門に入ってから、二十歳で具足戒を受け、そし 玄琬、 静琳、 律学の研鑽は怠っている状況を懸念し四分律学の復興に努め 別の拙論では、道宣は隋代の大業末年にすでに進具したも 武徳四年から同九年までの六年間にわたり、 慧頵、 智首らを中心とする長安の高僧たちであった。 (六二一) になってから初めて律 弘法寺や崇義

宣、そして彼を開祖とする南山律宗の原点なのである、と指摘した。 代後に玄琬、智首らの尽力で実現できた律講の復興こそが、律師としての道 うになるきっかけを得られず、『四分律刪繁補闕行事鈔』の土台を作り上げ うになるきっかけを得られず、『四分律刪繁補闕行事鈔』の土台を作り上げ るほどの素養も培えなかったであろう。この意味では、隋から唐への政権交 と共に、長安における四分律の講座を二十遍開き、道宣らの青年僧衆の育成

観年間における道宣の事跡については、節を改めて詳述することとしよう。の研究が隆盛を極めた旧北斉領に向かって旅立つことになった。これらの貞年後の貞観四年(六三〇)には、帰京の途に着く智首とも別れ、曽て四分律げて、智首に従って都を離れ、各地を転々としながら見聞を広めた。更に数げて、智前となく、道宣は、律の研鑽を更に深めるために慧頵に別れを告

## 一 十年遊方 ―貞観元年(六二七)から十一年(六三七)まで

九迷論』を、 を撰述して反論したが、 徳五年 (六二二) 令の道士傅奕(<br />
五五五~六三九年)が<br />
寺塔の僧尼を減員して<br />
益国利民すべき旨 年(六二六)になっていた。すでに武徳四年(六二一)六月二十日には、太史 の十一箇条の建白書を提出し、 全二十遍の講義がすべて終わった頃には早くも六年が経過し、 (六二九) 四月辛巳二十三日に仏道二教を「沙汰」すなわち整理淘汰する 劉進喜が『顕正論』を傅奕に託して奏上した。そこで、 正月、 済法寺の法琳(五七二~六四〇年) 道教側もそれに応えて清虚観の道士李仲卿が 朝野、 特に仏教界に大きな衝撃を与えた。武 が『破邪論』二巻 時は武徳九 武徳九 『十異

> 記。 この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。しかし、この直後、玄武記が下され、仏教道教ともに規制の対象となった。

臨終 付けばすでに十年もの歳月が過ぎ去り、帰還を果たした時には、 事世善、 に固まっていったのであろう。 貞観初年 (六三〇)、道宣は和上慧頵の前に がなかったのである。 に思わず涙がこみ上げた道宣ではあったが、今回の遊学の決意ばかりは揺る 跪き、遠方遊学の許可を求めた。すると、 の諸相についても関心が高まり、 たって学んだ内容を消化し集大成しようとする過程で、律学の諸系統や実践 で研究ノートの作成と執筆に取り組んでいたのかは察し得ないが、六年にわ 政局上の激震と教団を取り巻く不穏な情勢の中で、 (貞観十一年七月二十六日逝去)を迎えようとしていたのである。 ③ 不可離吾。」と述べ、弟子を引き止めようとした。 和上の元を長く離れるつもりはなかったものの、 外遊して見聞を広めようとする決意が次第 慧頵は「出家為道、 道宣がどのような心境 師の切実な言葉 任従観化、 師はまさに 必

ているところからすれば、その師事期間は武徳四年(六二一)から貞観四年律講を受け始めてから十年間に亙って智首に師事した、と道宣自身が明言し恩師智首の動向との関連性もあるように思える。というのは、前述の通り、真観初年の時点で和上慧頵に別れを告げて離京を実行した背景には、律学の道宣が早い時期から遊学見聞の志を抱いていたことは確かであるが、ただ

が長安以外の地方で律講を行ったことを伝える記事に注目してみたい。 引き続き、更に四年ほど智首に従って律の研鑽に取り組んでいたことになる の場所にいたことになる。つまり、道宣が貞観初年に離京を決意した直接的 の場所にいたことになる。つまり、道宣が貞観初年に離京を決意した直接的 な原因は、智首が何らかの事情で都を離れることになったことにあるのでは なかろうか。そこで、『続高僧伝』巻十四所収の「道宗伝」に見える、智首 なかろうか。そこで、『続高僧伝』巻十四所収の「道宗伝」に見える、智首 なかろうか。そこで、『続高僧伝』巻十四所収の「道宗伝」に見える、智首 なかろうか。そこで、『続高僧伝』巻十四所収の「道宗伝」に見える、智首 なかろうか。そこで、『続高僧伝』巻十四所収の「道宗伝」に見える、智首

隋末の危機を乗り切り、 僧衆の統括を任されることになった。前述の長安の静琳と同様に、 岸に位置する蒲州の道愻らと協力し合い、救済活動に奔走するなどした道宗 周武の廃仏によって一度還俗し、隋初に再度出家して同州の大興国寺に所属 義を中断させ、 するだけではなく、 を開かせたのである。講義中は、 序に乱れが生じることを懸念し、わざわざ長安から智首を召請して律の講義 することになった僧である。隋大業末年の度重なる飢饉に臨んでは、 ていることからも、 道宗(五五四~六三八年) 僧衆が戒律も知らないまま仏教以外の雑学に明け暮れていて、 徳行が高く、信望が厚かったために、 唐初は、 智首が道宗の屈請を受けて大興国寺で律講を行ったのは、 清掃を行った後に講義を再開させた、という逸話が伝えられ 河 南北部を支配した王世充やその偽鄭政権 途中で道場を浄める必要があることに気づくと即座に講 その率直でまじめな性格が窺える。「道宗伝」の記述に 同寺の責任者になった唐初であったと推測される。 は、 同州 道宗自身が門下の三百人以上を率いて聴講 (現在の陝西省渭南市附近)憑翊に生まれ 大興国寺の責任者に選ばれ、 (六一九~六二一 教団の秩 道宗もま 黄河対 寺院

> にあったのではなかろうか。 慧頵の許可を得て離京した理由は、 けるのは難しかったと思われる。従って、 ず、更に武徳四年以降の六年間は長安での律講に没頭していて、 このような状況で、 年 なろう。 寺に赴くことができたのは、早くても貞観元年より以前には遡らないことに が武徳四年 このことを、 (六二一) に滅びるまで戦乱が続き、政情が安定しなかった。 偽鄭の領土と隣接する同州に智首が赴いたとは考えられ 道宣の足跡と関連づけて考えれば、 智首に随行して同州大興国寺に行くこと 智首が道宗の召請を受けて大興国 貞観初年に道宣が 地方へ出か

知ることができる。の足取りに関しては、その「含注戒本疏批文」に見える以下の記述によっての足取りに関しては、その「含注戒本疏批文」に見える以下の記述によって大興国寺における律講以降の智首の事跡には不明なところが多いが、道宣

遂即物故。 『鈔』三巻。 遊幷晋、東達魏土。有厲 貞観初年 撫心之痛、 未及覆治、 (六二七年)、 何可言之。 人遂抄写。 周遊講肆、 (礪) 律師 貞観四年 尋逐名師。 当時峯岫、 (六三〇年)、 若山若世、 遠依尋読、 遠観化表、 遂以所解、 始得一月、 北 造

外の地域 州 る前なのに、 て』理解したところをまとめて『鈔』三巻をつくった。 へ、ある時は都会へと巡り歩いた末、 貞観初年、 ・晋州に遊び、 (『卍続蔵』巻四〇、一七四頁・下段第二四行~一七五頁・上段第四行) [における四分律の研鑽状況] を見学しようと思い、 いくつもの講肆を周遊して名師を尋ね求め、 早くも人々はそれを書き写そうとした。 東は魏土まで行った。 遂に [その魏土には] [聴聞を重ねることを通し 貞観四年、 修治に取りかか 法 ある時は山中 厲という 北は弁

胸を打つほどの心の痛みは、言葉では表しきれないものであった。ことわずか一箇月にして、律師は逝去してしまった。[その時の私の]律師がおり、当時の律学の権威であった。遥々と尋ねたのに、師事する

いたようである。

る 陝西省東部、 西省臨汾市附近)と幷州 道を逆に辿るかのように、四分律学の発祥地へと続いており、 僧として召集され、 る。智首は、貞観三年(六二九)に大興善寺で始まった波頗の訳経場に証義 向こう側にある河東道を目指すことにした。彼が貞観四年というタイミング って旅立ったのである。その足跡は、 に着く智首に別れを告げ、曽て四分律の研鑽が隆盛を極めた旧北斉領に向か った長安の勝光寺に着任していたと考えられる。そこで、道宣は、 で東上することを決意したのも、 更に、貞観四年(六三〇)になると、道宣はいよいよ潼関を越え、黄河の 山西省西南部及び河北省南部等にわたる地域)にまで及んだのであ 貞観四年(六三〇)三月までには新たに訳経の拠点とな (山西省太原市附近)、 やはり智首の動向と関連しているようであ あたかも四分律の学匠達が長安に来た 東は魏の旧領 (今の河南省北部、 北は晋州 帰京の途 <del>山</del>

### 一)河東への旅立ち

のように伝えている。

・文明新豊福縁寺釈道休伝」は、道宣の貞観四年(六三〇)十月の事跡を、次のまうに伝えのである。例えば、『続高僧伝』巻二十七「遺身篇」所収の「唐ては陸路よりも水路を利用するのが一般であり、それは道宣の行跡に関して中世中国では、長距離を移動する場合、特に黄河流域や揚子江流域におい

(中略) 四年冬首、余往覲焉。」谷結草為庵。(中略) 貞観三年夏内、依期不出、就庵看之、端拱而卒。积道休、未詳氏族。住雍州新豊福縁寺、常以頭陀為業、在寺南驪山幽

(『大正蔵』巻五〇、六八四頁・中段第四~一八行) 株の肉身舎利に」参詣したのである。 本の肉身舎利に」参詣した氏族は不詳である。雍州新豊の福縁寺に住しており、 でたため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまま亡くなってったため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまま亡くなってかたため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまま亡くなってかため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまま亡くなってが、 でたため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまま亡くなってったため、庵に行って確かめたところ、道休は端坐したまさいた。

いた様子を、道宣自身が貞観四年冬首(十月)に実見している。新豊(現在九)の夏、禅定に入ったまま亡くなった。その遺体がミイラ状態で伝存して道休は、雍州新豊にある驪山で頭陀行すること四十五年、貞観三年(六二

ろう。
の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は漕渠のほとりに位置するが、この漕渠は長安から東の陝西省西安市臨潼区)は

下」所収の「法通伝」に見える以下の記事である。
下」所収の「法通伝」に見える以下の記事である。
下」所収の「法通伝」に見える以下の記事である。
下」所収の「法通伝」に見える以下の記事である。
下」所収の「法通伝」に見える以下の記事である。

余以貞観初年、承其素迹、遂往尋之。息名僧綱、住隰州寺、親説往行、

高聞可観。

(『大正蔵』巻五〇、六四二頁・上段第五~六行)

らしいものであった。 ら法通の生前の行跡を直接伺うことができた。それは見聞に値する素晴ら法通の生前の行跡を直接伺うことができた。それは見聞に値する素晴に往った。彼の子息の名は僧綱といい、隰州の州寺に住しており、彼か私は貞観の初年に、法通の生前の事跡について聞き、彼の事跡を尋ね

(『大正蔵』巻五〇、六四二頁・上段第五~六行)

出身であり、隋開皇年間の末頃、妻子を共に得度させて治所隰州の僧寺と尼法通(生卒年不詳)は、隰州竜泉石楼(山西省西部、呂梁山西麓の石楼県)の

初期、 り、 事跡を知り得たのである。 息の僧綱を訪ね、彼から『続高僧伝』「法通伝」に記すことになった詳しい 域内)から、 寺に入れた後、 西省離石県)・汾州・隰州では、多くの民衆を仏教に帰依させた。貞観年間の (すなわち、「稽胡」と呼ばれる胡族の居住地域)を遊化し、南は竜門関 黄河右岸の嵐州 隰州に到着した道宣は、 北は勝州 自らも当州の通化寺明法師に従って出家した。その後、 (治所は現在の山西省嵐県嵐城鎮)・石州 (治所は現在の内蒙古自治区准格爾旗東北十二連城) 法通の評判を聞き、 当時隰州の州寺にいた子 (治所は現在の山 (絳州の に至 稽湖

次のような記事がある。 (対のような記事がある。 (対のような記事がある。 (対した通り、道宣が潼関を通過したのは貞観四年十月以後のことである。前述した通り、道宣が潼関を通過したのは貞観四年十月以後のことである。前述した通り、道宣が潼関を通過したのは貞観四年十月以後のことである。前述した通り、道宣が潼関を通過したのは貞観四年十月以後のことである。 (対して) (対して

廟、 姓仰之、敬如日月。 文公避地之所也。 遊訪迹、 一。毎年正月、輿巡村落、 慈州郭下安仁寺西劉薩何師廟者。 備尽其緣、 始末斯尽。」 諸伝約略、 州東南不遠、 (中略) 得一涯耳。 去住自在。 今安仁寺廟、 高平原上、有人名薩何、 昔西晋之末、此郷本名文成郡 (中略) (中略) 立像極厳、 余素聞之、親往二年、 何遂出家、 土俗乞願、 姓劉氏。余至其 法名慧達。百 萃者不 即晋 周

慈州城下の安仁寺の西にある劉薩何(訶)師廟。昔、西晋の末頃、こ(『大正蔵』巻五二、四三四頁・下段第二~二八行)

のように自在であった。 御輿が先に進んだりそこに止ったりするのは、まるで像に意志があるか が大勢集まってくる。毎年の正月には立像を載せた御輿が村落を巡るが、 月に対するかのようであった。 出家した。その法名は慧達であった。人々が彼を敬い仰ぐことは太陽や 彼の生涯の一端しか知り得ないのである。 漏らさず収集した。既存の諸伝は簡略であり、それらの記事によっては た地であった。州から東南に遠くない高い平原の上に、名は の郷はもともと文成郡と呼ばれ、 いたので、自ら当地を訪れ、二年間にわたり付近を周遊してその事跡を [薩訶の]立像は荘厳極まりなく、 何から何まですべて知ることとなった。 姓は劉氏という人がいた。 (中略) 私は以前からそのようなことを聞いて (中略)現在、安仁寺の近辺にある廟の すなわち晋文公が難を避けるためにい 私はその廟に至り、 当地の慣習として祈願する時は人々 (中略) 薩 その事跡を細大 何 (訶) は遂に 「薩何

至ったのは貞観七年頃と推測されるのである。
とと考える。そして、慈州に実際に「二年」ほど留まったとすれば、隰州にに、「二年」もの時間を費やしたことになる。潼関を通って河東道に入ったのは貞観四年十月以降と推測されるから、蒲州には短い間滞在し、すぐに慈州に向けて出発したとしても、慈州到着は貞観五年に入った頃よりも後のことと考える。そして、慈州に実際に「二年」ほど留まったとすれば、原州に
とと考える。そして、慈州に実際に「二年」ほど留まったとすれば、
原州に
立ったのは貞観七年頃と推測されるのである。

## (二) 汾水流域、そして魏土へ

みに胸を痛めた。 然の訃報に接した道宣は、 二十二日に長安で他界したという訃報が舞い込んだのである。そもそも道宣 年一月~三月)頃であった。ところが、そこで同年の夏安居を終えて帰京し れ、その智首がすでに彼岸に渡り、この世にはないことを思って、深い悲し が遠方遊学を決意したのは智首の律学弘化に啓発されたからであったし、突 休県の東南四十里にある介山の麓)の僧坊に到着したのは貞観九年の春 ったと思われる。そして、 し、徒歩で東方向に位置する沁州(治所は現在の山西省長治市沁源県)に向 関しては推測の域を出ないが、 を採って北上し、汾州を経て、幷州に至ったと考えられる。 ようと思っていた時であったと思われるが、具戒の師である智首が同年四月 その後、隰州からは東方に向かい、 智首と出会ってからのさまざまなことが想い出さ 沁州西北部にある綿上県鸞巣村 再び汾水を下り、 晋州域内で汾水に辿りつき、再び水路 汾州南部の霊石附近で下船 復路のルートに (沁源県北部、 (六三五

たのである。この場合、やはり水路を最大限に利用するならば、綿上県から および河南省安陽市の一部を含む) 境あたりで流れを断つが、そこから、 途に着こうとはせず、東方の魏土へ向かい、 ることになる。沁水は沁州と潞州 まず東を目指し、 しかし、安居が解けた(貞観九年七月十四日)後、 沁州の東部を流れる沁水に辿り着いた後は、 に法礪 (治所は現在の山西省長治市上党県) との州 旦 (五六九~六三五年) を訪ねようとし 潞州域内の涅水という河を南下 相州 (現在の河北省邯鄲市臨漳県 道宣はすぐに南下して帰 沁水を北上す

に見える。 事に拠って推測される。まず『続高僧伝』巻二十「曇栄伝」に、以下のよう西省長治市潞城県)の法住寺を訪れたことは、『続高僧伝』に見える複数の記河北道の相州域内に入ることになる。その途中、道宣が潞州潞城(現在の山し、続いて涅水が濁漳水に流れ込むところからは濁漳水を東南方向に下って、

余因訪道芸、行達潞城。奉謁清儀、具知明略。故不敢墜其芳緒云。余因訪道芸、行達潞城。奉謁清儀、具知明略。故不敢墜其芳緒云。余因訪道芸、行達潞城。奉謁清儀、具知明略。故不敢墜其芳緒云。

に記されている。 更には、『続高僧伝』巻二十二「慧進伝」附「道瓚伝」には、以下のよう

然若旧、敍悟猶正、年八十余矣。略)末齢風疾頓増、相乖儀節、雖衣服頹陊、而薬食無瑕。余聞往焉、欣略)末齢風疾頓増、相乖儀節、雖衣服頹陊、而薬食無瑕。余聞往焉、欣時同郷沙門道瓚者、善宗四分。心明清亮、講解相仍、具伝章鈔。(中

いた。彼の見解は章鈔が具さに伝えている。(中略) 晩年には風疾(痴呆していた。頭脳明晰で、話す内容と理解している内容とが全く一致してその時、慧進の同郷に沙門道瓉という者がおり、正しく四分律を宗と(『大正蔵』巻五〇、六一九頁・上段第二五行~中段第一行)

る前のように正常に見えた。年は八十歳過ぎであった。しかし、法衣に関してはめちゃくちゃになってしまったのに、飲食に関しかし、法衣に関してはめちゃくちゃになってしまったのに、飲食に関症」が急激に悪化したため、[持戒の] 形儀がおかしくなってしまった。

礪を訪ねていく往路の途中での出来事と考える。 「人道の達人」を訪ねに行く途中で潞城に着いた、というニュアンスが読み取らない。更には、「余因訪道芸、行達潞城」という道宣の筆致からは、道芸らない。更には、「余因訪道芸、行達潞城」という道宣の筆致からは、道芸の道の達人)を訪ねに行く途中で潞城に着いた、というニュアンスが読み取れるのであり、この時の法住寺で入城に着いた、というニュアンスが読み取れるのであり、当宣が直接面会できたのはそれより以前のことでなければない。

高僧伝』巻十六「習禅篇一」所収の「僧稠伝」に見出される。(河南省安陽市北)に至ったと推測される。このように推測する根拠は、『続で下船し、徒歩で故鄴城(河北省臨漳)を経由して、目的地である治所相州で下船し、徒歩で故鄴城(河北省臨漳)を経由して、目的地である治所相州さて、路城を後にした道宣は、再び濁漳水の河津に戻って乗船し、東南方

非伝者。親閱行図、故直敘之于後耳。山林乃旧、情事惟新。触処荒涼、屢興生滅之歎。周睇焚燼、頻曀黍離之以居之。兼為石窟大寺主、両任綱位。(中略)余以貞観初年、陟茲勝地、天保三年下勅、於鄴城西南八十里竜山之陽、為構精舎、名雲門寺、請

(『大正蔵』巻五〇、五五五頁・中段第二一~二四行)

度も心を曇らせたのである。このように自ら遺跡を訪れたので、ありのの寺主をも兼任させたため、雲門と石窟の両寺の僧綱の職に任じられたことになる。(中略) 私が貞観初年にこの勝地に登ってみたところ、山林は昔のままだが、状況はすっかり変わってしまっていた。目にすると本は昔のままだが、状況はすっかり変わってしまっていた。目にするところのすべてが荒れ果てており、私は生滅の無常を何度も嘆いた。辺りころのすべてが荒れ果てており、私は生滅の無常を何度も嘆いた。辺りに見渡す限り灰燼になっていて、世の移り変わりのあまりの激しさに幾は見渡す限り灰燼になっていて、世の移り変わりのあまりの激しさに幾くは見渡す限り、大田の大田の大田のである。このように自ら遺跡を訪れたので、ありの天保三年に勅が下され、僧稠のために鄴城の西南八十里にある竜山の天保三年に勅が下され、僧稠のために鄴城の西南八十里にある竜山の天保三年に勅が下され、僧稠のために鄴城の西南八十里にある竜山の

前出の「法通伝」の場合と同様に、貞観年間の初期を指す表現と理解されよある雲門寺遺跡を実地踏査しているが、この中に見える「貞観初年」とは、これによれば、道宣は「貞観初年」に故鄴城の「西南八十里竜山之陽」に

ままを最後に記すのである。

し前、すなわち同年の八月末か九月初めの頃だったのであろう。 州に着いていたはずである。従って、故鄴雲門寺遺跡の踏査は、それより少五)十月の出来事であるため、道宣は遅くともその一箇月前の九月頃には相相州(河南省安阳市北)の日光寺を訪れて法礪律師の下に参じたが、師事す次に、「含注戒本疏批文」の前掲引用箇所からも明らかなように、道宣は次に、「含注戒本疏批文」の前掲引用箇所からも明らかなように、道宣は

山寺があったため、彼は相州から洹水を上流に遡り、西方にある林慮県に向県に戻ることを決意した。ただ、相州を離れる前にどうしても訪れてみたい法礪の逝去によって、日光寺に留まる理由を失った道宣は、再び沁州綿上

かったのである。『続高僧伝』巻十六所収の「僧達伝」は、以下のように伝

えている。

(『大正蔵』巻五〇、五五三頁・中段第一四~一九行)立碑於後。余以貞観九年、親往礼謁、骸骨猶存。寺宇遺迹、宛然如在。宣帝聞之、崩騰驚赴、舉声大哭。六軍同号、山林為動。葬於谷中巌下、[僧達]遂終於洪谷山寺、春秋八十有二、即斉天保七年六月七日也。

で遺跡はかつての様子を彷彿とさせてくれる。 「僧達は」最後に洪谷の山寺で生涯を終えた。享年八十二歳、北斉天 に間達は」最後に洪谷の山寺で生涯を終えた。享年八十二歳、北斉天 の遺跡はかつての様子を彷彿とさせてくれる。

沁州綿上県に戻るだけであったろう。
に沿って北上した後は、再び濁漳水の水路を利用しながら往路を逆に辿って、後にして林慮に向ったことになる。林慮から沁と潞の両州境に跨る太行山脈明らかであり、彼は法礪が入滅してからさほど時間が経たないうちに相州をこの記述から、道宣が林慮の洪谷山寺を訪れたのは貞観九年だったことは

## (三)沁部住錫 ―著述活動の最初のピークと律師としての覚悟

貞観九年(六三五)の後半に行われた相州の旅が終った時点で、道宣が当

を担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。 を担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。 を担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。 を担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。 と担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。 としてに、遠に、遠に、ことに、。 道に、。 道に、。 道に、。 道に、。 道に、。 ではなく、。 をいうに、というに、というに、というに、というに、というに、というに、とのである。 にではなく、、となの智首と相州の法礪というに、のの代の習学時代も幕を下ろし、彼はもはや一人の学徒としてではなく、次の時代の習学時代も幕を下ろし、彼はもはや一人の学徒としてではなく、次の時代の習学時代も幕を下ろし、彼はもはや一人の学徒としてではなく、次の時代を担う主体となることを自覚しなければならなくなったのである。

のように記している。 貞観九年末以後の道宣自身の動向について、「含注戒本疏批文」は、以下

Ars。 相通。又出『刪補羯磨』一巻、『疏』両巻、『含注戒本』一巻、『疏』三相通。又出『刪補羯磨』一巻、『疏』両巻、『含注戒本』一巻、『疏』三巻、乃以前本、更加潤色、筋脉

于時母氏尚存、 唯留 乃至三十、 『鈔』本、 屢遣追喚。 達於河濵。 余並東流。巡涉稽湖、 顧懐不已、 一夏言説、 乃返隰列 (州)。 又出 達於京邑 『尼注戒本』一巻。 同法相親、 遂爾 追

(卍続蔵巻四〇、一七五頁・上段第四~一〇行)

鈔』三巻を撰した。この『鈔』は、すなわち以前の三巻本を下敷きとし、そこで、沁州の山中に引き返し、択律師のために、もう一度『[行事]

た、『刪補羯磨』一巻とその『疏』二巻、『含注戒本』一巻とその『疏』更に表現に潤色を加え、文脈の筋道が通じるようにしたものである。ま

三巻も撰した。

結び、 邑に帰着した。 と別れたのであるが、私はただ『鈔』のテキストだけを手元に残し、 流に船を浮かべ] かの著作はすべて彼らに与え、河東の地に残すことにした。[黄河の で戻った。仏門の同志たちも大勢が付き随い、その数は三十人にもなっ ていた。[一行は] 黄河のほとりまでやってきた。そこで夏安居を共に た。私も母のことを思い、懐かしむ気持が止め難くなったので、 その時、 私は講義をし、 母親はまだ健在であり、 両岸に広がっている稽胡居住地の中を通り抜けて、 『尼注戒本』一巻を撰述した。そして、ついに皆 何度も使いを寄越しては帰京を促し 隰州ま ほ 京 水

六 後述するように、 刪補随機羯磨疏』二巻、『四分律含注戒本』一巻、 どして修訂本を完成させた。更には、 挙げた『四分律刪繁補闕行事鈔』初稿本の文章を潤色し、 であったため、 も同時期に撰述したのである。沁州における滞在期間は、 道宣は再び沁州綿上県に戻り、 の一年間で行われたと見て間違いなかろう。 前掲の諸著作の撰述・修訂は、実質的には、 **隰州に向かって出発する十一年**(六三七) そこで武徳末から貞観初年にかけてまとめ 『四分律刪補随機羯磨』一巻、 『四分律含注戒本疏』三巻 文脈の筋を通すな 貞観九年の末から 貞観十年(六三 の初頭にかけて 『四分律

なか帰京する様子がない息子を案じて、たびたび人を遣わして帰京を促してその頃、道宣の母親は健在であり、離京して十年が経とうとするのになか

州の域内かつ黄河の沿岸附近にある場所ということなのではなかろうか。 と「隰州益詞谷」という地名は決して無関係ではなく、この隰州益詞谷は隰 固有の地名ではなく、「黄河のほとり」を意味していると解釈すれば、これ 於河濵、 る治所である隰州の寺院ではないことは、「含注戒本疏批文」に見える にも居留したことのある特定の場所で夏安居を結ぶつもりであったことは明 戒本疏批文」に見える「乃返隰列(州)」という記述からも推測できるよう 処軽重儀』 の隰州に向かった。道宣は貞観十一年(六三七)三月頃に隰州益詞谷で『量 白である。ただし、 に、三月頃までに「隰州に引き返した」 は遅くとも同年の春頃には隰州に到着していたことになる。更には、 ろう。長年の遊方はいよいよ終盤に近づき、道宣は随伴を望む多くの法友と くるため、これ以上、 貞観九年頃から足かけ三年にわたって棲みついていた沁州を発ち、 一夏言説」という記述から判断できる。この中に見える「河濵」は (『釈門亡物軽重儀』) 二巻を撰述したと伝えられているため、 その特定の場所とは、少なくとも隰州の中南部に位置す 高齢の母親を待たせられない、 道宣は、 貞観七年以降の当地滞在中 と道宣は思ったのであ 「含注 一行 達 東

手となったのであろう。 本人も周辺の門人も覚悟していたことであろう。道宣が北方遊行中の最後の「%」 随してきたのは、 安居の地として、 て、三月以降はしばしば体調を崩したため、 ことになっていたからに違いない。そして、 沁州から三十人もの有志が遥々とこの「黄河のほとり」にある場所まで追 都にいる恩師慧頵の健康状況が著しく悪化していたことが決め この度の夏安居を最後に、 沁州ではなく、<br /> 貞観十一年には、慧頵はすでに七十四歳に達してい 隰州の 「河濱」を選んだ理由は、 帰京を決断するには、母の督促 道宣がいよいよ帰京の途に就く 死期が近づいてきていることを 安居が終

> 徳、 東部の沁・潞の二州、 急いだ。船が黄河の流れに乗って速やかに南へ下って行く途中、 時と同様に『四分律刪繁補闕行事鈔』だけを懐中に収め、 年余りに及ぶ河東遊行が生み出したすべての労作を地元に残し、道宣は来た の他の著作、すなわち『四分律刪補随機羯磨』一巻、『四分律刪補随機羯磨 う。別れ際に、道宣は、その夏安居中(四月十六日から七月十五日)に撰述し の右岸諸州 に広がる稽胡の居住地(「稽湖」)を眺めながら、それまでに訪れた黄河中流 ていた法友に授けたのである。貞観四年の年末頃から十一年の七月までの六 疏』二巻、『四分律含注戒本』一巻、『四分律含注戒本疏』三巻を悉く同行し た『比丘尼含注戒本』一巻や、おそらくそれまでの河東遊行中に撰述したそ 了すれば、 めぐり逢えた先輩 直ちに黄河を下って長安に向かうことができるからに違いなかろ (蒲・慈・隰など)、そして汾水流域の晋・汾・ 河北道の相州への旅、更にはそこで訪ね得た遺跡や高 ・同志たちに思いを馳せていたのであろう。 弁の諸州、 恩師慧頵のもとへ 道宣は 河東道

### (四) 結び

経て、次に黄河中流の河陽に位置する蒲州、 から、 向かい、 及んでいたことが判明した。そして、 を辿ってきた。その結果、この遊方はおおよそ貞観元年 年(六三七)にかけて行われ、その範囲は京畿道、 本項では、 師の最期を看取るために帰京するまでの、十年間にわたる道宣の足跡 汾水流域の晋州、 和上慧頵の許しを得て関輔・河東・魏土への遊学に旅立った頃 汾州を経て、 遊方の経路は、 幷州などの北方にまで到達した。そ 慈州、 隰州に訪れ、 河東道、 まず京畿道内の各地を 河北道にまで 七 続いて東へ

域内の黄河の畔に至り、 成果として種々の著述をまとめ上げた。そして、最後は西へ戻って再び隰州 にまで足跡を残した。さらに、再び沁州に帰着して講義をする傍ら、 として、東へ潞州を経由して河北道の鄴城、 を通った時期はおおよそ明らかになったと言えるだろう。 途に就いたのである。 の後は幷州 から南下して、 以上のように、 そこで遊方中最後の安居を終えると、 河東道東部の沁州の西北部に留まり、 遊方の大体のルートとそれぞれの地点 相州といった東魏・北斉の旧領 直ちに帰京の 同地を拠点 遊学の

藤善氏の論考を参照しながら、「自分なりに史料批判を行い、それがどれだ 疏批文」)を主軸として、考察を進めてきた。つまり、 あくまでも、 の基本に立脚して、 け正確に史実を伝えているかを洗いなおす」(九九頁)と強調される歴史学 二・三の著作 に刊行した『道宣伝の研究』、とりわけその第四章「中年期の道宣―遊方と み解く過程で、 るために、その事跡を伝えるあらゆる資料を同一の平面上に並べて取り扱う ことはない。むしろ、従来の方法、 において、藤善氏の視野を超えて、 つ最も充実した先行研究である。筆者は本項の考察を進めるに際して、終始 藤善真澄 [二〇〇二] が注目した史料は多種多様であるが、筆者が本項 道宣の生涯を再構成する、 道宣が貞観年間に行った遊方に関しては、藤善真澄氏が二〇〇二年 道宣が『四分律含注戒本疏』を完成させた永徽二年 その擱筆直前に書き記した自叙伝ともいうべき後批 ―」(九九~一三三頁)にまとめあげた研究成果が唯一にしてか 他の史料や情報などを、 道宣の行脚、遊方の実際を再検討することを試みた。な すなわち道宣の生涯をより多角的に捉え という方法は採らなかった。 史料を新たに発見したり提示したりする その都度、 必要に応じて援用しなが この後批の内容を読 本項では、 (六五一年) (「含注戒本

論を導き出さざるを得なかったのである。年代、ならびに江淮遊方の有無をめぐって、藤善氏の見解とは相容れない結までの考察と検討の結果、特に遊方の終盤に関わる問題、特に長安への帰着ら、遊方中の道宣の足取りを解明しようとしてきたのである。そして、これ

興唐寺で休養した後に、 過ごし、同年の秋ごろ東に向きを転じて汴河ぞいに南下し」(一二六頁)、「長 省にまたがる地域を指した」(一二六頁)ものと考え、「貞観十一年 はなく稽と湖、 という語句について詳しい検討を加えた上で、「ここにいう稽湖とは稽胡で 南下した道宣は、貞観十一年春には隰州に留ま[った]」(一二三頁)が、後 として沁州・魏土における周遊、 にのぼった」(一〇六頁)とし、幷・晋への遊方については多く言及せず、主 講席めぐりと、『行事鈔』の撰述に従事し、 七頁)長安に帰着し、 表現に基づき、 道宣撰とされる『浄心誡観法』の冒頭に見える「随州興唐伽藍」云々という 広く行脚した」(一二六頁)という見解を示している。 江流域のみならず、 に母の追喚をうけ、 やしたと言う。続いて、「含注戒本疏批文」に見える「巡涉稽湖、達於京邑」 K る。そして、その後の動向については、「母の追喚を受けて、都を目指して 藤善真澄 [二〇〇二] 「隰州をたち黄河のほとりまで達し」(一二五頁)、そこで一夏を講義に費 つまり稽岳と太湖を指し、両者をめぐる現在の江蘇、 道宣は江南遊行中に随州 仏教の聖地天台山を含めた仏教の盛んな浙江省一帯まで **隰州より黄河のほとりまで達したあと、この地で一夏を** 貞観十六年 は、道宣は「貞観四年のある時期までは長安周辺の 貞観「十四年末か遅くとも十五年までには」(一〇 滞在、 (六四二)に逝去した母の臨終に立ち合う そして著述活動を中心に検討してい (現在の湖北省随県付近) 貞観初すなわち四年に遊方の旅 遊方の最後については (六三七)

ことができた、としている。

するための旅であり、それが結果的に『続高僧伝』の成立に繋がったとはい ていたであろうか、 の実状を把握することによって、統 と考える。次に、「『四分律』の教学並びに実践の集大成」という明確なビジ どを江南巡歴の理由として列挙している(一二六頁)。しかし、 指呼の間にある長安へは還らず、遠く江南の地をめぐったのか釈然としな が多いと考える。まず、 部には異論があるものの、大筋において藤善氏の理解に賛同したい。しかし、 あったとは考え難いように思われる。 ョンを持っていた道宣が『十誦律』の盛んな江南で律学の研鑽をする必要が る母親の懇願を退けてまで、先祖の墓参を優先させることはまずあり得ない や、『十誦律』の盛んな江南での律学研鑽、『続高僧伝』のための資料蒐集な い」(一二六頁)と指摘する点である。藤善氏はこの点について、先祖の墓参 貞観十一年秋以後の道宣の行跡に関する同氏の解釈には、同意し難いところ 、の巡歴や、 筆者は、貞観四年に遊方へと旅立ってから、幷、晋、 遊方当時の道宣にとって『続高僧伝』の編纂がどれほどの重要性をもっ 少なくとも貞観年間の遊方は、『四分律』の教学を研鑽しまたその実践 貞観十一年春の沁州から隰州に至るまでの旅途に関しては、細 と疑問に思うのである。 藤善氏自身も「なぜ老いた母の懇望に応じながらも、 一国家の全体に通用する律の体系を樹立 最後の『続高僧伝』の資料収集につい 沁の諸州や魏土など 現に生きてい

覚悟した道宣がそこでとった行動は、貞観九年から同十一年にかけての足か親からの日増しに切迫する帰京の催促である。そろそろ応じざるを得ないとあったと考えられる。その一つは「含注戒本疏批文」が言及する、年配の母すでに前項で述べたように、道宣が帰京を決意したのには、二つの理由が

者は考えるのである。 危篤の知らせを受けた道宣は、安居終了後、 残して来た恩師慧頵の健康状態が、同年六月から急激に悪化したことである られる。帰京を急がなければならなかったもう一つの理由は、長安崇義寺に を隰州域内の黄河のほとりで共に結ぶことにしたからであろう。 は、 に辿って黄河流域の隰州に戻ることであった。ただ、貞観十一年 った理由は、安居が終れば、 の三月頃に隰州益詞谷に着いたものの、 け三年にわたって住錫していた沁州西北部の綿上県を発ち、 名残り惜しさのあまりに沁州から追随してきた河東の道友と最後の安居 直ちに乗船して帰京できるからであったと考え 直ぐには帰京の途に就かなかったの 真っ直ぐ長安に向かった、と筆 来た時の道を逆 その地に拘 (六三七)

れているが、その内容は以下の通りである。要点である。『続高僧伝』「慧頵伝」の最後は師慧頵に対する述懐で締め括らち合うことができたかどうかは、筆者が藤善氏と見解を異にするもう一つの真観十一年(六三七)七月二十六日に他界した和上慧頵の臨終に道宣は立

便帰。不謂風樹易喧、逝川難静。往還十載、遂隠終天。悲哉。任従観(勧)化。必事世善、不可離吾。」因而流涕。余勇意聞道、暫往貞観初年、抜思関表、広流聞見、乃跪陳行意。便累余曰、「出家為道、

とにかく従うことである。 私に言い聞かせようとした。「出家者にとっての道とは、 前に跪き、[遊学のために地方へ] 貞観初年、 私は思いを関外の地に馳せ、見聞を広げようと願い、 [師に対して従順であり、 『大正蔵』 行きたい、 』 巻五○、 と告げた。 五三四頁・中段第六 また孝養を尽くし すると 師の 教えに ~九行) 師の

あろうか。

「世間一般で善とされる行いも必ず全うしなければならない。私たり、」世間一般で善とされる行いも必ず全うしなければならない。」と。師の三葉に思わず涙が込み上げたが、しから離れてはいけない。」と。師の言葉に思わず涙が込み上げたが、したり、」世間一般で善とされる行いも必ず全うしなければならない。私

(一○六~一○七頁)と述べている。がため師の死も知らなかったのではないか、とさえ思われる口調である」なくとも貞観十四年(六四○)までは各地を巡歴中であり、雲水の身であるこの内容を踏まえて、藤善氏は「道宣は貞観四年に出発してから十年、少

て還るだけで十年も経過してしまい、やっと師の元に帰り着いて再会を果たに は、道宣は長安から交通至便な「河濱」で安居の最中であった。彼の元に母 がらの催促は届くというのに、父親にも勝る師匠の消息が伝わらなかったは がらの催促は届くというのに、父親にも勝る師匠の消息が伝わらなかったは 上掲引用文に見える「往還十載、遂隠終天」という筆致を今一度吟味すれば、七月 上掲引用文に見える「往還十載、遂隠終天」という筆致を今一度吟味すれば、七月 でごるだけで十年も経過してしまい、やっと師の元に帰り着いて再会を果た で還るだけで十年も経過してしまい、やっと師の元に帰り着いて再会を果た で還るだけで十年も経過してしまい、やっと師の元に帰り着いて再会を果た

したのに、とうとう師は生涯を閉じてしまった」という意味で捉えるべきあしたのに、とうとう師は生涯を閉じてしまった」という意味で捉えるべきあしたのに、とうとう師は生涯を閉じてしまった」という意味で捉えるべきあ

ある。
作である『関中創立戒壇図経』「序」に現れる以下の記述に注目したからで
作である『関中創立戒壇図経』「序」に現れる以下の記述に注目したからで
江南に遊方したと考えたのであろうか。それは、藤善氏が道宣の最晩年の著

披閱累於初聞。顧步江淮、縁搆彰於道聴。道立。故居無常師、追千里如咫尺。唯法是務、跨関河如一葦。周流晋魏、余以闇昧、少参学府。優柔教義、諮質賢明。問道絶於儒文、欽徳承於

見ながら歩き、また途中で見聞したことを世に彰かにしたのである。また最新の見聞を積み重ねた。南は長江流域や淮南地域をあちらこちら北は晋や魏の版図を周遊しながら、[新たに入手した]書物を閲覧し、

中流・下流地域の遊行を指している、と筆者は考えるのである。年(六五九)十月以降から同五年(六六〇)四月十五日までの間に行った長江 までの間に行われた、と推定することであろう。別の拙論で論じたように、 くともこの語句が『関中創立戒壇図経』「序」に記された乾封二年 どうしてであろうか。この疑問に関して、唯一可能と思われるのは、 それまでに彼が江淮地域に赴いたことを示唆する表現が全く見出せないのは とすれば、永徽二年(六五一)に道宣が書き記した「含注戒本疏批文」に、 着を貞観十一年ではなく、貞観十四年末か翌十五年のことしたのは、「江淮 までに、道宣が実際に踏査した地域であると考えたのである。特に、長安帰 それらはすべて、貞観年間、具体的には貞観四年から同十四年の末か十五年 に顧歩し」たのは、最も早くても永徽二年(六五一)かそれ以降、そして遅 に顧歩し」た時間を遊方の期間に組み入れたためだったのではなかろうか。 し」といった表現に基づいて、道宣が往年に遊方した範囲を推測した上で、 しかしながら、遊方の終盤に、貞観十四、十五年まで江淮巡歴が行われた 藤善氏は、この中に見える「関河を跨る」、「晋魏を周流し」、「江淮に顧步 「顧步江淮」は貞観年間の遊行とは全く関係なく、道宣が晩年の顕慶四 (六六七) 「江淮

年(六五七)まで 長安に帰着、そして終南山へ ―貞観十一年(六三七)から顕慶二

一)帰京、そして終南山へ —貞観十一年 (六三七) ~十六年 (六四二)

(81)

由に、終南山に移り住むことにした。
は馴染めず、山野に住むことを願っていた。そのため、母の不幸を理には馴染めず、山野に住むことを願っていた。私は生来、賑やかなところ[貞観]十六年の年内に母親が逝去した。私は生来、賑やかなところ(『卍続蔵』巻四〇、一七五頁・上段第一〇~一一行)十六年(六四二)内、母氏云崩。性不狎喧、楽居山野、乃因事故、遂

これによれば、貞観十六年(六四二)、母親が逝去したことを理由に、道

徳寺沙門道宣」と記されていることから、 ④ 陽原の西に葬られたが、後に「(終) 南山豊徳寺の東巌」に改葬された。こ ものの、 親の服喪を理由に長安の崇義寺から終南山の豊徳寺へ移籍することを自ら希 は豊徳寺に移籍していたことが判明する。 ろ当然のことである。 と本師のために服喪しており、 年にわたって、著述や活動などを示す痕跡が全くないのは、 れはきっと道宣の働きかけによるものであったろう。また、その時期は貞観 さなかったことを深く後悔していたと思われるのである。 師慧頵の慰留に背いて遊方に出かけたあげく、なんとか臨終には立ち合えた かであると考えられる。もう一つ、道宣は言葉にして明かしてはいないが、 は二十七ヶ月間、以下同じ)の服喪を全うしようとした意図もあったことは確 が述べているように、 だ窮屈で苦痛しか感じないものになっていたに違いない。そして、道宣自身 二)から貞観十九年(六四五)六月頃に弘福寺の訳経場に参加するまでの三 十六年以降と考えてよいであろう。諸種の道宣伝の中に、貞観十六年(六四 よそ十年もの間、 を繋ぎ止めていた和上慧頵と母を続けて喪ってしまった道宣にとっては、 「終南山に往く」ことにしたのである。思うに、それまで都長安に自分 その申請は許可を得たのではなかろうか 煩瑣な礼儀と複雑な人間関係だらけの京寺で生活することは、ただた 自分で給仕したり看病したりすることができず、 遊方を続けて野外や山林での生活に慣れてしまったことも そして、 終南山に入った背景には、 様々な活動を自粛していたと考えれば、 弘福寺の訳経場に参加する際に、「終南山豊 おそらく、 すでに貞観十九年以前には、 母に対する三年間(厳密に 貞観十六年頃、 慧頵は、 師への孝養を尽く 当該期間は母親 最初は高 彼は母 むし 道宣 お

終南山豊徳寺へ移り住むだけでなく、 移籍までした道宣は、 貞観十六年以

> と再び交差することになるのである。 彼が弘福寺には長く留まらなかったからであろう。次項で詳述するように、 福寺で訳出された二十巻本『大菩薩蔵経』の「証文」を担当し、経文の筆録 綴文大徳九人、字学大徳一人、証梵語・梵文大徳一人、総勢二十三人が選ば 終えた玄奘(六〇二~六六四年)が山積みにした経巻や仏像等を携えて、 換させることとなる出来事が長安で発生した。その年の正月、十数年の旅を その服喪期間がまさに満了する年すなわち貞観十九年に中国仏教の歴史を転 りはなかったのかも知れない。しかし、これは予想外のことであったろうが ためであった。そして、 したのは、 道宣は終南山から一歩も出なかったと考えられる。彼が再び山林を離れ上京 しているのである。 道宣は貞観二十年 と潤色に努めた。弘福寺時代の玄奘訳経は『大菩薩蔵経』だけではないが、 えてスタートを切ったのである。初期の翻経協力者として、 安弘福寺の翻経院で玄奘を中心とする大規模な訳経事業が、翻経大徳らを迎 ただ、道宣の名前が現れるのは同経の翻訳に関連する場合だけであるのは 「綴文大徳」 れ、弘福寺の訳経場において重要な役割を担うことになった。道宣自身も しく帰朝してきたのである。そして、 二十七ヶ月間の服喪を全うした後も、 顕慶三年 の一人に選ばれ、 (六四六) には終南山に戻っており、 以後、顕慶二年 (六五七)六月に落慶した長安西明寺の上 彼の運命は長安仏教界の巨星となっていた玄奘三蔵 貞観十九年五月二日から九月二日にかけて弘 (六五七) までのおよそ十二年にわたり、 同年四月一日、 同寺に隠遁して二度と離れるつも 太宗の勅命により、 再び隠遁生活を開始 証義大徳十二人 座に着任 長

降、

(二) 「巖隠」十二年の実態―貞観二十年(六四六)〜顕慶二年(六五七)

注戒本疏批文」は以下のように伝えている。
貞観年間の終わりから永徽初年にかけての道宣自身の動向について、「含

之、 落、 訖 注解疏、 不獲已、又出 至二十年 (六四六)、 亦絕筆有拠耳。(『卍続蔵』巻四〇、一七五頁・上段第一一~一七行 昏忘非一、為求不已、至永徽二年(六五一)九月十九日、方為『疏』 粗得開其大務、 情不能已、又出 『羯磨』 決事行用、 幷 方得嚴隠。有楽戒者、 『戒本含注』 『疏』 四巻。 頗有準承。 幷『疏』 永徽初年 (六五〇)、又請戒本及 余今暮年、 乃復相尋、祈広其文、事 四巻。 旦夕為命、 值患停廃、 心志遼 故以歴

際に戒律を守るためには、 これによって、 けた結果、〕永徽二年九月十九日に至って、やっと『疏』を作り終えた。 あった。しかし、 志が消沈して、 せて四巻を撰述した。[その途中で] 病にかかりしばらく頓挫した。意 の切実な願いを断ることができず、再び『戒本含注』幷びに『疏』、 て四巻を撰述した。永徽初年、更に戒本及び注解疏を請われたので、 を懇願した。そこで已むを獲ず、再び『羯磨』並びにその『疏』、併せ ぼうとする者が次から次へと尋ねてきて、四分律の本文を注釈すること [貞観] 二十年に至って、やっと巌隠することができた。四分律を学 ほぼ四分律の綱要を開示することができた。そして、実 記憶が曖昧となり物事が思い出せなくなることが何度も 周りが希求して已まないため、[かろうじて執筆を続 [犯戒をめぐる] 具体的な事例に対処するた 併 そ

を絶ったことの証拠とするのである。
迎えてもおかしくはない。だからこの一文を記し示すことで、併せて筆し得たのである。私の生涯はいま晩年にさしかかっており、いつ最期をめに判断を下さなければならなくなるが、その判断の基準をある程度示

の文の内容を繋げてみると、次の通りとなる。

これによれば、道宣は貞観二十年(六四六)にはすでに帰山し、ようやくの文の内容を繋げてみると、次の通りとなる。

往南山。至二十年(六四六)、方得巖隱。十六年(六四二)内、母氏云崩。性不狎喧、楽居山野、乃因事故、遂

やっと巌隠することができた。 由に、とうとう終南山に移り住むことにした。[貞観] 二十年に至って、には馴染めず、山野に住むことを願っていた。そのため、母の不幸を理には馴染めず、山野に住むことを願っていた。私は生来、賑やかなところ[貞観] 十六年の年内に母親が逝去した。私は生来、賑やかなところ

母親と和上慧頵のための服喪に当てて、目立った活動はすべて自粛していた。を機に都を離れ、終南山豊徳寺への移籍を断行した上で、その後の数年間をすでに前項で述べたように、道宣は、貞観十六年(六四二)の母親の逝去

それは前項でも触れた、 二日から九月二日までに行われた『大菩薩蔵経』の漢訳作業だけであり、 からである。しかし、 に選ばれたために、隠遁生活をしばらく中断して上京せねばならなくなった ら始めた訳経活動であろう。 のである。ただ一つ、この期間の「巌隠」を妨げるものがあったとすれば、 きた」と述べている理由は、 二十年(六四六)には終南山に戻ったと推定される にもかかわらず、「二十年(六四六)に至って、やっと「巌隠」することがで 貞観十六年からすでに終南山に移って静かな生活を送り始めていた 彼が実際に参加したのは、 貞観十九年の年頭に帰朝した玄奘三蔵が同年四月か なぜなら、 「含注戒本疏批文」の前後を見ても全く不明な 道宣も勅命によって綴文大徳の一人 貞観十九年 (六四五) 五月 翌

任を辞して、 あろう。そして、 どが生じたと推測されるのである。従って、 家さえもが辞任を認めざるを得なくなるような理由、 退くことが簡単にできたとは思われない。 である。そもそも、 であり、 行されたと考えられる 教的にも、また政治的にも厳重な意味をもつことにならざるを得なかったで う「巖隠」とは、 宣には山林の寺院で隠遁生活を送ることに対する強い志向と願望があったの 道宣は玄奘の訳経事業に賛同しないわけでは決してなかった。しかし、 だからこそ、 帰山を果たしているのであり、 この 単に終南山豊徳寺で隠居するといった意味に止まらず、宗 勅命を受けて国家が全面的に監督する訳経事業から身を 崇義寺を辞し、移籍してまで、終南山にやってきたの 「巌隠」 は 一定の期間を通じて、 しかし、道宣は現実に綴文大徳の 道宣が「含注戒本疏批文」で言 それが可能になったのには、 例えば健康上の問題な 中断することなく実 玉 道

この「巖隠」期間が実際に何年から何年まで続いたのかを明らかにしてく

ったのである。 三年(六五八)に落慶した西明寺の上座に就任することを命じられた結果だ 終わりを告げることになるが、それもやはり勅命によるもの、 南山における半永久的な禁足を自らに課しただけでなく、同時に対外的に宣 る。 林」と「含注戒本疏批文」が記された永徽二年(六五一)に当時の状況を表 貞観二十年(六四六)から始まったことが確かめられる。従って、『釈門章服 終於顕慶二年 附された道宣自身の後批が注目される。その中の「余以貞観末暦、 言する必要もあったと思われるのである。結局、この 現して言っている「巌隠」は、同一の事柄を指していることが分かるのであ 儀』の後批が書かれた顕慶四年(六五九)の時点で振り返って言う「擯景山 そして、この顕慶二年(六五七)から数えて十二年を遡れば、「擯景山林」は までのおよそ十二年間にわたって、山林の中で身を慎んでいたことがわかる 一二行)という記述に拠れば、 れる史料として、 やはり、勅任された綴文大徳の職を全うせず、辞したために、 (六五七)、十有二載。」(『大正蔵』巻四五、 顕慶四年(六五九)に撰述された『釈門章服儀』 道宣は、「貞観末暦」から顕慶二年 「巌隠」は十二年後に 八三九頁・中段第五 すなわち顕慶 の末尾に (六五七) 擯景山林

磨 事不獲已、又出 た、 を刪定していることが、現存の『新刪定四分僧戒本』自序から窺い得る。ま 当たる貞観二十一年 は実際には何をして過ごしていたのであろうか。まず、「巖隠」の二年目に さて、貞観二十年(六四六)から顕慶二年 並びに 「含注戒本疏批文」 『四分律刪補随機羯磨疏』を再度撰述したのも、 『羯磨』 (六四七)の仲冬十一月に終南山豊徳寺で四分律の戒本 の前掲引用文に「有楽戒者、 幷『疏』 四巻」とあるように、『四分律刪補随機羯 (六五七) までの十二年間、 乃復相尋、 この時期であっ 祈広其文。

うに記されている。 た。『四分律刪補随機羯磨疏済縁記』巻四の末尾に現れる批文には、次のよ

待重修、 聞 昏朽之情、薄得披約、至於要玅、所未尽也。二月二十七日、 出 曽以貞観九年 附辞始終易識。 於終南山豊徳寺、 両巻、 知復何日。 諸用講解、 (六三五) 旧五十紙、 約卷則前軽而後重、 春、 三五徳旧更請重出、 為文句略指、非学未知。 因遊方次於泌 今二倍増、 就義則前重而後軽。 想披尋者、 沁 余不獲 [已]、 部綿上県鸞巣村僧坊、 至二十二年(六四 無嫌不隠 為読訖、更 拠理前後未 輒復疏之。

に込められている意味内容は、 巻数は、 修訂を重ねる必要があるが、いったい、いつになったらできるだろうか。 ず搔い摘んだところを一通り示したけれども、重要かつ奥深いところと 撰述に取りかかった。ただ、老いぼれてしまっているために、とりあえ 羯磨疏』を〕再度撰述するよう、 であった。貞観二十二年(六四八)の春になると、終南山豊徳寺で十五 簡略であるため、講義を聴講していなければ内容の理解はできないもの 巣村の僧坊において『疏』両巻を撰述して講義に用いたが、その記述は なると不充分なままである。二月二十七日には読み聞かせ終えた。更に 人の僧侶・旧友らが、[『四分律刪補随機羯磨』並びに『四分律刪補随機 以前 以前に作ったものの方が少なく、これの方が多い。しかし、文 貞観九年 《『卍続蔵』巻四一、三四四頁・下段第二〇行~三四五頁・上段第三行) 全体を通して明らかになってくるものはどうかと言うと、 (六三五) の春、 以前の方がより濃く、これは薄いのであ 繰り返し請うので、 遊方の途次、 泌 沁 私は已むを得ず、 部の綿上県鸞

に終わるだろうけれども、どうか不満に思わないで頂きたい。の人は、読んだところで奥深いことが分かるわけではなく、期待はずれいのものとこれとを識別しやすくなるであろう。以前のものは五十紙以前のものとこれとを識別しやすくなるであろう。以前のものは五十紙とれぞれに独自の解釈がある。ただ、この後批を附することによって、

より理解しやすくなったと道宣は思っているようである。
より理解しやすくなったと道宣は思っているようである。
まり理解したすることになり、二月二十七日までには一通りの完成を見た。こを再度撰述することになり、二月二十七日までには一通りの完成を見た。こを再度撰述したものは、以前に撰述したものと比べると、紙数が倍増した分、の時撰述したものは、以前に撰述したものと比べると、紙数が倍増した分、の時撰述したものは、以前に撰述したものと比べると、紙数が倍増した分、の時撰述したものは、以前に撰述したものと比べると、紙数が倍増した分、の時撰述したものは、以前に撰述したものと比べると、紙数が倍増した分、の時撰述したものは、以前に選が、記述が簡単に変り、表に、記述が、記述が簡単に変り、そこで『四つは、以前によれば、貞観九年(六三五)春に沁部の綿上県に至り、そこで『四つは、以前によれば、貞観九年(六三五)春に沁部の名、

著述となるのである。 そうであるとすれば、これは道宣の十二年にわたる巌隠時代における最後の 律含注戒本』二巻と『四分律含注戒本疏』二巻の撰述に着手し、途中で重病 御し、六月一日に高宗李治が即位すると、翌年 (六五〇) (8) る。このほか、『釈門章服儀』の初稿もまた、 末に、翌永徽二年 に罹って体力も集中力もかなり落ちたために執筆に思わぬ苦戦を強いられた (六五五)、 「永徽」に改まった。一方、 貞観二十三年(六四九)五月二十六日、太宗が終南山の翠微宮含風殿で崩 道宣が耳順 (六五一) の九月十九日に至ってやっと完成させたのであ なお、これ以降、 (六十歳) 終南山では、道宣が永徽初年 を迎えた頃に完成したと思われる。 道宣が顕慶二年 終南山で隠遁中の永徽六年 (六五〇) に (六五七) の元日に年号が に西明寺 実際に 『四分

れていない。 上座就任の勅命を受けて、翌年の七月に赴任するまでの状況はほとんど知ら

結 論 ― 『続高僧伝』はなぜ「貞観十九年」でいったん完結したのか

考える。 出かけたりすることはなく、またそれは決して許されることでもなかったと 貞観末暦、 をもつことになったと考えられる。『釈門章服儀』の後批に記された「余以 始されたのであるから、 生活を貫いたことを明らかにした。この期間に行われた山中隠棲、すなわち に再び帰山して以降、 寺における玄奘の訳経事業に一時的に参与したものの、翌二十年(六四六) 去を契機に終南山豊徳寺に移籍した後、貞観十九年(六四五)五月から弘福 を当てて考察してきた。そして、道宣は、 遊方を終え、貞観十一年(六三七)七月に長安に帰着してからの行跡に焦点 はなく、 道宣自身が「巌隠」と称する生活は、 「巌隠」が極めて深刻なものであったことが推察されるのである。従って、 中の活動範囲は終南山の域内に限られ、 勅命によって参画させられた訳経事業から離脱することによって開 西明寺の上座に就任するまでの道宣の生涯を概観し、 擯景山林、 終於顕慶二年、十有二載」という表現からも、 顕慶二年 おそらくは宗教的にも、また政治的にも厳重な意味 (六五七) まで、およそ十二年にも及ぶ隠遁 単なる終南山住錫というようなもので 貞観十六年(六四二)に母親の逝 上京したり、まして他州に 殊に十年間の この

く捉えたところで、先行研究が注目する道宣の「蜀地行脚」の実施年代につ終南山における十二年間の「巌隠」生活がもつ意味とその実態を上述の如

目されるようになった。藤善氏は、 氏がその労作『道宣伝の研究』の中で、特に一章を割いて(第八章「道宣の いて検討してみたい。そもそも、 ているからである。 ている入蜀の時期は、 対しては、俄かに頷くことはできないのである。なぜならば、藤善氏が考え な見方となろう」(二九一頁)と推測している。しかし、 での七年、 疏』後批の執筆より、 上で、その時期について、 唆する記述を道宣自身の著作である『行事鈔』・『釈迦方志』の中に確認した 入蜀と『後集続高僧伝』」(第二七一~二九七頁))、その重要性を強調してから注 いわゆるオーバーホールの期間に入蜀したとするのが、 道宣自身が明言している「巖隠」期間の後半と重なっ 顕慶三年(六五八)六月、西明寺上座に迎えられるま 「永徽二年 道宣の 道宣が蜀地方に足を踏み入れた事実を示 (六五一) 九月、すなわち『含注戒本 「蜀地行脚」そのものは、 藤善氏のこの推測に 最も妥当 藤善真澄

また、その中に現れる蜀僧の諸伝が道宣の入蜀とそこでの実地調査に基づい 増補されている諸伝が『後集続高僧伝』に由来していることは確かであり、 拠は非常に乏しく、それに関する藤善氏の論証も説得力に欠けていると考え 月から顕慶三年 と考えている。しかし、 には『続高僧伝』そのものの増補にも多大な影響を与えたことは事実である 巴蜀地域などで実地踏査を行ったこと、それが『後集続高僧伝』の成立、 氏が推測するように、この時期に道宣が入蜀した可能性についても考えてみ ざるを得ないのである。具体的に言うならば、 た。そして、藤善氏の考察内容を再検討した結果として、 筆者は道宣の「巌隠」がもつ意味とその実態を明らかにする過程で、 (六五八) 六月までの期間中に実施されたことを裏付ける根 巴蜀地域などでの実地踏査が永徽二年 江南大蔵経本『続高僧伝』に 道宣がある時期に (六五二) 九 更

九)以降と考えなければならない、と筆者は考えるのである。 うか。道宣の入蜀そのものは史実であろうが、その時期は顕慶四年(六五 り立たないと考えるのである。思うに、 されているからである。例えば、江南大蔵経本『続高僧伝』巻二十三が収録 らの蜀僧は、道宣が入蜀した頃にはすでに入滅していたはずである。なぜな にとっても、また彼を取り巻く状況からしても、 て帰山したあげくに七年間にわたって地方外遊に出かけることは、道宣自身 した顕慶四年(六五九)以降でなければならなくなる。 『続高僧伝』に増補されたものであるならば、道宣の入蜀時期は両者が入滅 ており、この二人の蜀僧の伝記が『後集続高僧伝』を経由して江南大蔵経本 している「唐益州福勝寺道興伝」と「唐益州福縁寺曇逞伝」(首欠) はそれ て生まれたことも事実であろう。しかし、そうであるならば、 一年九月から顕慶三年六月までの期間中に入蜀したとする藤善氏の推測は成 彼らの入滅年代が『後集続高僧伝』と増補本『続高僧伝』には明確に記 道興、曇逞が顕慶四年(六五九)に益州の本寺で入滅した、と明記し 国家事業である弘福寺訳経場を離れ あり得ないことではなかろ 従って、道宣が永徽 原則的にそれ

ここで、いよいよ、道宣は、いったいなぜ、『続高僧伝』を貞観十九年でここで、いよいよ、道宣は、いったいなぜ、『続高僧伝』を貞観十九年に同書の編纂作業をいったが、いずれも『続高僧伝』の増補またはその結果である増補本の成立年代にが、いずれも『続高僧伝』の増補またはその結果である増補本の成立年代にん終了させなければならなかった理由については、これまで一度も問われてここで、いよいよ、道宣は、いったいなぜ、『続高僧伝』を貞観十九年でここで、いよいよ、道宣は、いったいなぜ、『続高僧伝』を貞観十九年で

まず、道宣が貞観十九年に『続高僧伝』をいったん完結させていることを

に関連する箇所を引用してみることにしよう(傍線は筆者)。確認したいのである。そこで、『続高僧伝』に附された道宣自序から、それ

正伝三百四十人、 皆撮其志行、 或即目舒之、 始岠梁之初運、終唐貞観十有九年、 今余所撰、 或討讎集伝。南北国史、 恐墜接前緒、 挙其器略。 附見一百六十人。 言約繁簡、 故不獲已而陳之。或博諮先達、 事通野素。 附見徽音、郊郭碑碣、 百四十四載。 足使紹胤前良、 包括岳瀆、 或取訊行人、 旌其懿徳 歴訪華夷 允師後聴

わる、 歴訪した結果、 容を重視し、 揚している。表現は繁雑にならず、簡潔であるようにし、記事はその内 のであり、いずれも高僧たちの志と行状を集め、彼らの才能と機略を称 内外に所在するさまざまな碑は、 集・史伝を検討・比較するなど [さまざまな取材の方法を採用] は修行者に直接訊ね、 述するために、

〕私は、或いは博くさまざまな先達の意見を仰ぎ、或い 人々が、後世の者に継承され、また師表とされるようになるであろう。 なくなることを恐れるあまり、已むを得ずこれを記したのである。[撰 [本書が網羅する時代は、] [取材した文字資料、すなわち]南北の国史に伝えられる徳行、 今、私が撰述した『続高僧伝』は、先人たちの業績が正しく継承でき 百四十四年間である。全国の山と川、そして華夷を問わず高僧を 余計な修飾を避けた。 [本書は] 或いは実際に自分が見たままを舒べ、或いは文 正伝として三百四十人、 (『大正蔵』巻五〇、四二五頁・中段第一六~二四頁) **岠梁の初運にはじまり、** 高僧たちの懿徳を世に彰らかにするも そうすることによって、 附見として一百六十 唐の貞観十九年に終 昔の秀れた 都市の

域からの来朝僧を含む高僧たちのために三百四十人分の正伝と百六十二人分 的な僧伝もあったが、 ある『続高僧伝』が誕生することとなったのである。 の附見を併せて立伝し、ここに、 めから唐貞観十九年までの百四十四年の間に活躍した漢人、異族、更には外 文を抄録するなどして、 を惜しまず、 に入れて、実地に調査し見聞を広げ、 そのような状況を見た道宣は南北を問わず、 ほぼ中国全土をカバーする総合僧伝と称し得るものは皆無だったのである。 したために、網羅する高僧の地理的分布が著しく偏る傾向がある。従って、 って書かれた祖師個人の伝記や行状であった。 流であったのは、 から出発している。 したのである。その結果、 て、すでに梁宝唱の『名僧伝』および慧皎の『梁高僧伝』を代表とする総合 『続高僧伝』 南北朝の史書を批覧するだけでなく、都市や郊外に散在する碑 の撰述は、 同門の祖師の業績や伝承を彰かにするべく文人や門弟によ 南北朝時代の高僧の事跡を伝えるものとしてそれまで主 いずれも中国が南北に分裂していた時代に南朝で成立 ひたすら高僧たちの遺徳とその志行を顕彰しようと それまでの僧伝や行状 当時唐王朝の支配が及んでいた領域内で、梁代初 統一王朝としては史上初となる総合僧伝で 同時に既存の伝記や文集を調べる努力 また異国 なお、 のあり方に対する深い反省 ・異族の高僧まで視野 『続高僧伝』に先立っ

南朝の梁初にまで遡るのは、『梁高僧伝』の後を継ごうとする意図があったが対象とする時代の上限と下限である。同書が収録する伝記の年代の上限が箇所に見える「岠梁之初運」と「唐貞観十有九年」はそれぞれ、『続高僧伝』上掲引用文中の傍線を付した「始岠梁之初運、終唐貞観十有九年」という

には、 なり、 明になってくる。 象とする年代の下限を「貞観十九年」で区切った理由は、 中に「玄奘伝」は含まれなくなるのであり、 りであって、そのような年に『続高僧伝』の撰述を終わらせようとする道宣 の生涯における最大の功績すなわち前人未到の訳経事業はまだ始まったばか れば、 年」というのはいささか中途半端な年であるように思われる。なぜなら、 経事業を開始した年でもある。しかし、 側に求めるならば、 つまり、『続高僧伝』を「貞観十九年」の時点で完結させてしまえば、 年」で区切れば、一つの時代が幕を降ろすと同時に同書も完結させることに 治的には、「貞観十九年」ではなく、 を目指して撰述された『続高僧伝』を完結させる年代としては、 貞観二十三年 元号であり、その期間は、即位した翌年(貞観元年、 うクーデターを起こして皇位に着いた太宗李世民がその治世を通じて用 明瞭ではない。「貞観」とは、武徳九年(六二九)六月に「玄武門の変」とい 伝」は存在しなかったのである。このように見てくると、『続高僧伝』 太宗治世の終盤に当たり、また玄奘が正月に帰朝し、 からである。その一方で、下限を 従来、 人々の納得を得やすいはずだからである。更に、仏教史の観点から見 玄奘という存在に対して配慮しようとする考えはなかったと思われる。 貞観十九年は、 『続高僧伝』 (六四九) までの二十三年間である。 しかし、その理由を道宣の外ではなく、 その理由は明らかになってくるように思われるのである の序文に見える「終唐貞観十有九年」という表現に基 玄奘の帰朝を迎えた記念すべき年であるとは言え、彼 「唐貞観十九年」で区切ろうとする意図は 太宗治世の末年に当たる「貞観二十三 唐の版図全域をカバーする総合僧伝 実際に、その初稿本には「玄奘 従って、「貞観十九年」は 六二七) 四月からは弘福寺で訳 ますますもって不 むしろ彼自身の内 から、崩御した 「貞観十九

事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。 事が深く関わっているように思うのである。

終南山から一歩も出ることなく厳格な隠遁生活を貫いたのである。ただ、貞 文化の中心地ならではの交通や情報交換の利便性の賜物でもあったに違いな 果は、十年に及ぶ遊方中の様子からも窺い知ることができる道宣自身の勤勉 観二十年に長安近郊から終南山に帰山した時の道宣の手元には長年の遊方中 てしまったために長安の利便性も活用できなくなっていたはずである。 に外遊して取材する機会がないことは言うまでもなく、近いようで遠くなっ い。ところが、終南山で十二年にわたって「巌隠」を続けている間は、新た さと熱意によるものであり、同時に、彼が生まれ育った都長安という政治 く把握していたであろうことは容易に想像できる。それらの研究と取材の成 たと推測される。また、彼が貞観二十年に帰山するまでの仏教界の状況もよ に記録し続けた踏査の手記や長安在住中に蒐集した諸資料の閲読筆記があっ 宣は弘福寺における玄奘の訳経事業に一時的に参与したものの、貞観二十年 (六四六) 年内に再び帰山してからは、 一十年に「巖隠」に入った当初の道宣は、 本稿で繰り返し検証してきたように、貞観十九年(六四五)五月以降の道 顕慶二年(六五七)までの十二年間、 十数年後の長安に西明寺が創建さ

れ、自分がその上座に任命されるという展開になるとは夢にも思わず、そのれ、自分がその上座に任命されるという展開になるとは夢にも思わず、そのよまま終南山で晩年を過して最期を迎える覚悟であったと考えられる。そのよ初稿が実際に完成した時期は確定できないが、その中に収録された僧伝や記初稿が実際に完成した時期は確定できないが、その中に収録された僧伝や記事は「貞観十九年」を下限としているのは、道宣は翌二十年に隠遁生活に入っており、貞観二十年を収録年代の下限にすると、同年に関わる記載が不完全なものになってしまうため、その前年に当たる「貞観十九年」をもって一つの区切りとしたのであろう。

たび完結させた理由である、と筆者は考えるのである。たび完結させた理由である、これが、「貞観十九年」をもって『続高僧伝』をひとがこれ以上の何か新しい情報に接することはもはやない、と覚悟を決めていこそが自分にとってのすべてであり、二度と終南山から出ることのない自分つまり、「巌隠」生活を開始した道宣は、それまでに獲られた情報・知見

註

- 経系統本の宋福州版以降ではいずれも「正伝三百三十一人」となっている。は、日本古写経本及び開宝蔵系統の高麗再雕蔵本等に現れる記述だが、江南大蔵二五頁・下段第二十一~二十四行)とある。ここに見える「正伝三百四十人」と括岳濱、歴訪華夷、正伝三百四十人、附見一百六十人。」(『大正蔵』巻五〇、四(1)『続高僧伝』巻一に、「始岠梁之初運、終唐貞観十有九年、一百四十四載。包
- は、拙論 [二〇一三] 「『続高僧伝』研究序説―刊本大蔵経本を中心として」(『鶴(2)) 刊本大蔵経本『続高僧伝』の諸系統およびそれぞれの正伝収録状況について

見大学仏教文化研究所紀要』第十八号、二〇三~二五八頁)を参照。

- (3) 貞観十九年以後の記事は、刊本大蔵経本に限らず、現存最古の形態を温存しに入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終南山約林谷の遺身高僧「会通伝」などは、いずれも刊本・写本の両に入滅した終末は、いずれも刊本・写本の両に入滅した終末は、いずれも刊本・写本の両に入滅した。
- 号、二○~三七頁。(5) 前川隆司 [一九六○]「道宣の後集続高僧伝に就いて」、『龍谷史壇』第四六
- り) 興聖寺一切経の中に含まれている『続高僧伝』は、同書の日本古写一切経本の中で、最も早い時期から仏教文献学者によって注目された伝本である。特に興の中で、最も早い時期から仏教文献学者によって注目された伝本である。特に興四百):沖本克己[二〇一三]「興聖寺本『続高僧伝』を中心に一」(伊藤瑞叡博士古稀記念論文集:法華仏教と関係諸文化の研究』、東京:山喜房仏書林、三〇一〜三一四頁):沖本克己[二〇一三]「興聖寺本『続高僧伝』を中心に一」(伊藤瑞叡博士古稀記念論文集刊行会編『伊藤瑞叡博士古稀記を論文集:法華仏教と関係諸文化の研究』、東京:山喜房仏書林、三〇一〜三一四頁):沖本克己[二〇一三]「興聖寺本『続高僧伝』は、同書の日本古写一切経本学論集』〈第二巻・シナ編〉、東京:山喜房仏書林、一九〜三三頁)。

近年の研究では、興聖寺本に留められている『続高僧伝』の形態は、後述する

- (7) 藤善真澄 [二〇〇二] 『道宣伝の研究』、京都大学学術出版会。
- 頁)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真)である。 
  「真の初出は、藤善真澄[一九七九]「『続高僧伝』玄奘伝の成立―巻四・玄奘伝
- | 二四八頁。| (9)| 藤善真澄[二〇〇二]の第七章「『続高僧伝』管見―興聖寺本を中心に―」、
- 二四六頁。(10) 藤善真澄[二〇〇二]の第七章「『続高僧伝』管見―興聖寺本を中心に―」、
- の変化が意味するもの―」、『東洋学論叢』第五十八集、一〇六~一三六頁。(11) 伊吹敦 [二〇〇五] 「『続高僧伝』」に見る達摩系習禅者の諸相―道宣の認識
- 究における発表資料。これらの論文・発表を経て、同氏はこれまでの古写経本の「SAITO Tatsuya 鸿潔崗區. 2012: "Features of the Kongo-ji version of the Further Biographies of Eminent Monks 潞函廊(宜:With a focus on the biography of Xuanzang 玄奘 in the fourth fascicle". 国際仏教学大学院大学紀要, Vol. 16, pp. 69-104; 斉藤達也[二〇一三]「金剛寺本『続高僧伝』の特徴(2)―巻八净影寺の「大学院大学紀要」、Vol. 16, pp. 69-104; 斉藤達也 「二〇一三二」「金剛寺本『続高僧伝』の特徴(2)―巻八浄影寺の「大学版大学紀要」、Vol. 16, pp. 69-104; 斉藤達也

- 13) 斉藤達也 [二〇一四]、二五七頁。
- 同論文を参照されたい。教史學研究』第五十八巻、近刊)に基づいて簡潔にまとめたものである。詳細は科)本節は、拙論「青年時代の道宣伝―「含注戒本疏批文」に基づく再考」(『佛4)

- として立伝されている。(17) 慧頵の伝記は、『続高僧伝』巻十四「義解篇十」に「唐京師崇義寺釈慧頵伝」
- 18 をはじめとする『続高僧伝』の諸記事を基本資料とする。 理弁公室編『全唐文補遺』第七輯(西安:三秦出版社、二〇〇〇年、八~一〇 碑額に太子中允・裴宣機による篆書の十四文字、「大唐弘福寺故上座首律師高徳 保存されている。石碑は、高さ二三五・五糎、幅一〇七糎、厚さ二八・五糎あり 五 の生涯を辿るに際して、「智首碑」も参照はするものの、原則的には「智首伝」 の生涯を考える上で後者を超える記載内容は見当たらない。従って本書は、智首 立であり、これより十年前に成立した『続高僧伝』「智首伝」と比べると、智首 貴重な文化財であり重要な史料ではあるが、智首の死後二十年も経ってからの成 考釈」(『碑林集刊』 第一〇輯、二九~三五頁)、及び曹旅寧 [二〇〇六] 「読唐 頁)に収められており、関連研究は王建中 [二〇〇四]「唐《弘福寺首律師碑》 おり、許敬宗の撰述、郭広敬の書写による。碑文の録文は、現在、陝西省古籍整 頌」が刻まれている。碑文の本文は楷書体で、全三三行、一行四三字で刻まれて この石碑は、一九八二年に西安弘福寺で出土し、現在、西安市文物保護考古所に 六~六五七年)が建立した「大唐弘福寺故上座首律師高徳頌」碑も現存している 《弘福寺碑》論隋唐戒律成立」(『碑林集刊』第一二輯、九~一七頁)などがある。 が最も詳細かつ重要である。このほか、智首が亡くなった貞観九年 から二十年後の唐高宗顕慶元年(六五六)十二月八日に大将軍張士貴(五八 智首の生涯と功績を伝える史料として、『続高僧伝』巻二十二所収の
- 二十依首師進具。」(『卍続蔵』巻七五、三六一頁・中段第一四~一八行)とある。墨。十五師日厳頵公、十六念法華、両旬通徹、復誦余経、兼解其義。十七剃髪、梵僧語曰、仁者所懐、梁僧祐律師也。処胎弥十二月、九歳徧覧羣書、十二善習文19)『釈門正統』巻八に、「字法徧、京兆銭氏。母姚(娠か)夢月貫懐而孕、又夢

- 20 宋元照述『四分律含注戒本疏行宗記』(四巻)、『卍続蔵』巻四〇所収
- 21 書き下しを示している。また、諏訪義純 [一九九九] は「含注戒本疏批文」の全 こでも「含注戒本疏批文」全文の英訳を掲げている。 置いた習禅グループとの、智首律師を通して生まれた接点に注目しているが、そ 文を現代語訳している。そして、カナダの華人研究者陳金華氏(CHEN, Jinhua) Daoxuan (596-667)" (CHEN, 2002) は、特に道宣と当時長安の大禅定寺に拠点を View of the Meditation Tradition in China: Meditation in the Life and Works of が二〇〇二年に T'ong Pao 88 (pp. 332-395) に公表した英文論文 "An Alternative 藤善 [二〇〇二] は同書の随所に「含注戒本疏批文」を引用し、その都度、
- 拙論「青年時代の道宣伝―「含注戒本疏批文」に基づく再考」を参照された
- されたことを伝えている 『旧唐書』巻一「高祖本紀」 は、 武徳九年四月辛巳に「沙汰仏道詔」が発布
- の仏教と国家』、中央公論社、二二三頁)に基づいてまとめた。 唐初の仏道沙汰令の発布前後の状況については、礪波護 [一九九九] (『隋唐
- 蹇陋、 僧伍、 ○行)とある。 『四分律刪繁補闕行事鈔』巻下の後批に、「余於唐武徳九年六月内。 想有識通士知余記志焉。」(『大正蔵』巻四〇、一五六頁・下段第二六~三 無傷俗誉、且閉戶依所学撰次。但意在行用、直筆書通、不事虬文、故言多 爾時搜揚
- (26) 『続高僧伝』巻十四「慧頵伝」に、「貞観初年、 行意。 聞道、 正蔵』巻五〇、五三四頁・中段第五~九行)とある。 便累余曰、 暫往便帰。 出家為道、任従観化。必事世善、不可離吾。因而流涕。 不謂風樹易喧、逝川難静。往還十載、 抜思関表、広流聞見、 遂隠終天。悲哉。」(『大 乃跪陳 余勇意
- 録されている。以下、 道宗の伝記は、『続高僧伝』巻十四に「唐同州大興国寺釈道宗伝」として収 道宗の事跡に関する紹介は、すべて同伝に基づいてまとめ
- 拙論「青年時代の道宣伝―「含注戒本疏批文」に基づく再考」を参照

- 29 下段第一四~二二行)とある。 二女幷妻之髪、被以法衣、陟道詣州、 は 竜門、北至勝部、嵐・石・汾・隰、 志欲通法。既達州寺、如前付嘱。便求通化寺明法師度出家。 以灰灑面。 「釈法通、竜泉石楼人。初在隰鄉、 江南大蔵経本以降の『続高僧伝』 通雖処俗、 情厭恒俗。 無不従化。」(『大正蔵』巻五〇、六四一頁・ 委僧尼寺。 以開皇末年、 卷二十五 未染正法、 「護法篇下」所収の「法通伝」に 時有問者、 衆僧行往、 独懷異概、 於即遊化稽湖、 通便答曰、 超出意表、 不達村闆、 剃二男 如有造
- 30 文句略指、非学未知」(『卍続蔵』巻四一、三四四頁・下段第二〇~二一行)とあ 九年春、因遊方次於泌 『四分律刪補随機羯磨疏済縁記』巻四の末尾に所収の道宣後批に、「曽以貞観 (沁) 部綿上県鸞巣村僧坊、 出『疏』両巻、諸用講解、為
- 31 世 六一五頁・上段第二〇~二四行)とある。 覚謂之生常初未之欽遇也。乃発憤闋表、具覿異徒、溢目者希、将還京輔。忽承即 『続高僧伝』巻二十二「智首伝」に、「余嘗処末座、 行相自崩。返望当時、有逾天岸。嗚呼。可悲之深矣。」(『大正蔵』巻五〇、 向経十載、 具観盛化。不
- が、初出時にのみ括弧の中で現在の地名を記す。「相州」はかつて実在した州の 沿革を簡略に見ることとしよう。 名称であるが、時代によっては州名の表記と治所のあった場所が違うため、その 本稿では、歴史的な地名はすべて引用元となる史料に現れる通りに表記する

即今州理是也。隋大業三年、改相州為魏郡。武徳元年、復為相州、後或為総管、 或為都督。」とある。これによれば、相州が州名として歴史に登場するのは、北 改魏尹為清都尹。周武帝平斉、復改為相州。大象二年、自故鄴城移相州于安陽城 北省邯鄲市臨漳県)にあった。東魏になると孝静帝高歓(五三四~五五〇年) 魏孝文帝(四七一~四九九年在位)の時代に遡り、その時の州治は鄴(現在の河 「後魏孝文帝于鄴立相州。(中略)至東魏、孝静帝又都鄴城。髙斉受禅、仍都于鄴 唐・李吉甫(七五八~八一四年)撰『元和郡県志』(元和八年(八一三)に進 元々は全四十二巻。本稿は四庫全書所収の四十巻本を用いた)巻二十には、

一八)には再び相州と呼ばれるようになった。 移された。隋大業三年(六○七)に相州は魏郡と改められたが、唐武徳元年(六が戦乱で焼き払われたため、相州の州治は安陽城(現在の河南省安陽市付近)になっても引き続き都とされたが、建徳六年(五七七)に北斉が北周に滅ぼされら、再び相州と改名された。更に、北周大象二年(五八○)になると、故鄴城とと、政鄴城(改鄴城)を建立した。北斉の時代当地を都と定め、興和二年(五四○)に鄴城(故鄴城)を建立した。北斉の時代

に再び相州となった。 このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以このように、南北朝から唐初にかけて「相州」が州名として存在したのは、以

おける行政区画としての「相州」を指す。のであり、特別な説明がなければ、『続高僧伝』初稿本が撰述された貞観年間に本稿の本文中の「相州」とは、道宣撰『続高僧伝』に現れる地名表記に従うも

- 年。」(『大正蔵』巻五十二、四二二頁・下段第五~六行)とある。3)『集神州三宝感通録』巻二に、「余昔貞観九年、曽遊沁部左綿上界、周歴三
- 不久、将畢大辞。宜各敦自愛、不宜後悔、恨福業未就、以為慮耳。乃割其冬服、(36) 『続高僧伝』「慧頵伝」には、「貞観十一年夏末、風疾屢増、召門人曰、形勢

- (『大正蔵』巻五〇、五三四頁・上段第一九~二四行)とある。並用成之。又曰、若識神自課、可有常規。恐脱昏眛、非時索食、一無与法。」
- 八九・一九〇号である。 (37) 藤善真澄「中年期の道宣―遊方と二・三の著作―」の初出は、『三蔵』第一
- (3) 詳しいことは、刊行準備中の拙著『続高僧伝の研究』で取り上げている。
- 行)とある。 東巌、斲石為龕、就銘表徳。」(『大正蔵』巻五〇、五三四頁・上段第二七~二八(40)『続高僧伝』「慧頵伝」に、「葬于高陽原之西、鑿穴処之。後又遷南山豊徳寺
- 41) 本論文、前掲(42)を参照。
- 敬明、益州多宝寺沙門道因等。又有綴文大徳九人至、即京師普光寺沙門栖玄、弘寺沙門道深、汴州演覚寺沙門玄忠、蒱(蒲)州普救寺沙門神泰、綿州振嚮寺沙門実際寺沙門明琰、宝昌寺沙門法祥、静法寺沙門普賢、法海寺沙門神昉、廓州法講案際寺沙門明琰、宝昌寺沙門法祥、静法寺沙門畫潤、沙門文備、羅漢寺沙門慧貴、益為時輩所推者、一十二人至。即京弘福寺沙門霊潤、沙門文備、羅漢寺沙門慧貴、紀)『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』巻六に、「夏六月戊戌、証義大徳、諳解大小乗経、

上段第一一行)とある。 又訳『瑜伽師地論』。」(『大正蔵』巻五〇、二五三頁・下段第一九行~二五四頁・ 揚論』等歲暮方訖。二十年春正月甲子、又訳『大乗阿毘達磨雑集論』、至二月訖。 聖教論』等四部、 法師方操貝葉、 寺沙門玄則等。 蒲州普救寺沙門行友、捿 福寺沙門明濬、 大徳一人至、 即京大興善寺沙門玄謨。自余筆受、書手、所司供料等並至。丁卯、 開演梵文、創訳『菩薩蔵経』、『仏地経』、『六門陀羅尼経』、『顕揚 又有字学大徳一人至、 会昌寺沙門弁機、終南山豊徳寺沙門道宣、簡州福聚寺沙門静邁、 其翻『六門経』当日了、『仏地経』至辛巳了、『菩薩蔵経』、『顕 ((棲) 嚴寺沙門道卓、 即京大総持寺沙門玄応。又有証梵語、梵文 豳州昭仁寺沙門慧立、 洛州天宮

- 道宣証文。)」(『大正蔵』巻五五、五五五頁・下段第五~六行)。会。貞観十九年五月二日、於西京弘福寺翻経院訳、至九月二日畢。沙門智証筆受、会。貞観元釈教録』巻八、「大菩薩蔵経二十巻(見内典録、今編入宝積、当第十二
- 等以為錄文、沙門玄模以証梵語、沙門玄応以定字偽。其年五月、創開翻訳。『大 古写経善本叢刊第八輯:続高僧伝巻四・巻六』、三~七一頁)を参照 学大学院大学日本古写経研究所文科省戦略プロジェクト実行委員会(編)『日本 ○一四A]「金剛寺一切経本解題」「金剛寺一切経本巻四影印・翻刻」(国際仏教 ある。金剛寺本『続高僧伝』巻四の画像・翻刻(校異)・解題は、斉藤逹也 [二] 後。兼出『仏地』・『六門神呪』等経、都合八十許巻。」(第五五〇~五六〇行)と 賾筆受。微有余隙、又出『西城(域)伝』一十二巻、沙門弁機親受時事、連紕前 理文因 (句)、奘公於論重加陶練。次又断 紙。□(又)復□(旁)翻『顕揚聖教論』廾巻、智証等更迭録文、沙門行友詳義 摂・十方 (力)・四无所畏・卅七品・結 菩提(薩)蔵経』 廾巻、余為執筆、幷那(刪)綴訶(詞)理。其経広解六度・四 遂召沙門恵明・霊閏等以為義証、沙門行友・玄賾等以為綴緝、沙 金剛寺本『続高僧伝』巻四「京師弘福寺釈玄奘伝」に、「既承明命、 (諸) 菩薩行、令(合)十二品、 (翻)『大乗対法論』一十五巻、沙門玄 [門] 智証 返迹京 将四百
- 山林、終於顕慶二年(六五七)、十有二載。」(『大正蔵』巻四五、八三九頁・中段(45) 『釈門章服儀』の後批に、「余以貞観末暦(貞観二〇年、紀元六四六年)擯景

五~六行)とある。

- 二六二頁・中段第九~一〇行)とある。(一一月)、於終南山豊徳寺刪定戒本(『新刪定四分僧戒本』)。」(『卍続蔵』巻三九、4)『新刪定四分僧戒本』巻末の後批に、「余以貞観二十一有年(六四七)仲冬
- (48) 『旧唐書』巻三、本紀第三「太宗下」の「貞観二十三年」条に、「己巳、上崩に唐書』巻三、本紀第三「太宗皇帝李世民」の「貞観二十三年」条には、「己巳、皇帝崩于含風殿、年五十六月甲戌朔、殯于太極殿。」(六二頁)とある。また、『新唐書』巻二、本紀第二六月甲戌朔、殯于太極殿。(六二頁)とある。また、『新唐書』巻二、本紀第二「太宗下」の「貞観二十三年」条に、「己巳、上崩(48)『旧唐書』巻三、本紀第三「太宗下」の「貞観二十三年」条に、「己巳、上崩
- 「六月甲戌、即皇帝位于柩前。」(五一頁)とある。 時年二十二。」(六六頁)とある。また、『新唐書』巻三、本紀第三「高宗」には、(绐)『旧唐書』巻四、本紀第四「高宗上」には、「六月甲戌朔、皇太子即皇帝位、
- (5) 『旧唐書』巻四、本紀第四「高宗上」の「永徽元年上月辛丑、改元。」(五二頁)とあ辛丑朔、上不受朝、詔改元。」(六七頁)とある。また、『新唐書』巻三、本紀第(5)『旧唐書』巻四、本紀第四「高宗上」の「永徽元年」条に、「永徽元年春正月

不以庸薄、曽預見聞。輒舒引示、式酬来貺、諸後遇者、幸究遠図、願不以情累於 終於顕慶二年(六五七)、十有二載。年立耳順、朽疾相尋。旦夕守死、無容於世 文也。」(『大正蔵』巻四五、八三九頁・中段第五~八行)とある。 いる。両者のうち、②は貞観十年或いは十一年までに、道宣が沁部綿上県で撰述 であるため、『比丘含注戒本』の形態は上掲の①と②の二つの系統を基本として ほぼ一致するが、後半は②に近似するような形態を現している合体型のテキスト 龍谷大学蔵本、④その他の五種、計六点の写本、という四つの系統に分けられる 近接している二巻本の写本、②『大正蔵』とは内容を異にする一巻本の写本、③ 覆刻本である諸刊本も視野に入れた上で、現存伝本を、①『大正蔵』本の内容に ぶ『比丘含注戒本』の敦煌写本を概観し、同書の『大正蔵』本、宋代刊本やその 写本研究年報』第七号、一一三~一四八頁)である。同論文は、五十数点にも及 ○一三]「敦煌遺書『比丘含注戒本』之基礎研究―写本系統與成書年代」(『敦煌 大学蔵本と『大正蔵』本との比較研究は、 山大峻・龍口明生「龍谷大学所蔵敦煌本『比丘含注戒本』解説」)である。 対する解題(藤枝晃「写本解題」、上掲書、二〇七~二一九頁)および解説 した初稿本であり、①は永徽元年九月十九日頃に完成させた修訂本であるという。 ことを明らかにした。上記諸系統のうち、③と④は、いずれも前半は上記の①と 『比丘含注戒本』釈文」において行われている。もう一つは、定源(王招国)[二 『釈門章服儀』の後批に、「余以貞観末暦(貞観二〇年、六四六)、擯景山林 龍谷大学仏教文化研究所「敦煌写本 主

第四二巻第一号(一九九二年)である。(5) 藤善真澄「道宣の入蜀と『後集続高僧伝』」の初出は、『関西大学文学論集』

The first half of Daoxuan's (596-667) life and the formation of the first version of the *Xu Gaoseng zhuan* 續高僧傳 completed in the Zhenguan era (627-649)

### Limei Chi

The study of the *Xu gaoseng zhuan* has now made a remarkable progress, while that of Daoxuan's biography, which is based on Masumi Fujiyoshi's research, has little new that deserves to mention. Given that over the course of its formation the *Xu gaoseng zhuan* was not only added and recompiled by later generations of people but also supplemented by Daoxuan himself, it is necessary to examine Daoxuan's activities, especially changes in his intentions while compiling the work. Moreover, as new knowledge has amassed in recent years from a rapid progress in the study of the *Xu gaoseng zhuan*, its application to the study of Daoxuan's biography makes it necessary to reexamine if it matches his activities. So far, although things taking place while the work was recompiled have been extensively studied, one of the basic problems related to the formation of the work and Daoxuan's biography, why originally Daoxuan planned to complete the *Xu gaoseng zhuan* by Zhenguan 19 (645), has never been explored.

This article is to address the problem abovementioned by carefully examining Daoxuan's life and activities up to his mid-and-old age once again. It thoroughly reevaluates Daoxuan's situation surrounding the "twelve years of hermit" in Mount Zhongnan, and revisits the traditional studies on the so-called "period of his itinerant in the Shu region". Finally, it reveals what Zhenguan 19, the year taken as the latest in the first version of the *Xu gaoseng zhuan*, meant to Daoxuan and its relevant background.